

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証(又は「ID及びパスワード」)によるアクセス制限、利用可能機能の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年11月14日

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務		
②事務の内容 ※	<p><b>【概要】</b> 長崎県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収に関する事務を行う。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 地方税法等の規定に基づき、納税者からの申告及び届出等による課税管理業務、収納・還付・充当等を行う収納管理業務、滞納情報による督促状等の送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。（※事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照）</p> <p><b>【課税管理事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。</li> <li>B 納税者が他機関（税務署、市町）に申告を行う。</li> <li>C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。</li> <li>D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。</li> <li>E 納税者に納税通知書を交付する。</li> <li>F 紳税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。</li> <li>G 紳税者に減免決定通知書等を送付する。</li> </ul> <p><b>【収納管理事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H 紳税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。</li> <li>I 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</li> <li>J 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。</li> <li>K 紳税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。</li> <li>L 紳税証明書を納税者に交付する。</li> </ul> <p><b>【滞納管理事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。</li> </ul>		
③対象人数	<p style="text-align: center;">[ 30万人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>		

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	県税総合システム		
②システムの機能	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。具体的には以下のシステムで行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税管理システム:課税、減免等の課税管理業務</li> <li>2. 収納管理システム:収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務</li> <li>3. 滞納管理システム:督促状送付や滞納整理等、滞納管理業務</li> <li>4. 宛名管理システム:納税者の宛名情報の管理業務</li> </ol>		
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 長崎県電子県庁システム )</p>		

## システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</li> <li>2. 宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</li> <li>3. 中間サーバ連携機能:中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</li> <li>4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</li> </ol>		

③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム
	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム
[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等		[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム
[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ )		)
<b>システム3</b>		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>※1セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>4. 既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システム(媒体連携)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>8. セキュリティ管理機能:特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (</p>	
		)

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分)
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供:都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示:法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会:全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索:都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合:都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。</p> <p>・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。国税庁及び各自治体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能</p> <p>2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能</p> <p>3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能</p> <p>4. 団体間回送機能(地方公共団体からの他の地方公共団体に所得税申告書等データを回送する。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム6	
①システムの名称	電子申告等システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申告等システムは、インターネットを通じた地方税の電子申告等が行えるよう、地方税共同機構が構築したシステムである。</li> <li>・PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続き等を行なうことができる。</li> <li>・eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用して、国税庁及び他自治体へ申告書等データを送受信する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム7	
①システムの名称	長崎県電子県庁システム(※県税総合システムに関連する部分のみ記載)
②システムの機能	<p>県税総合システムのアクセス制限を行うため、毎日早朝に長崎県職員データベースにアクセスし、当該システムを利用する職員が税務課・各振興局税務部(課)のどの課・班に所属しているかを確認することで、当該システムの利用できる機能を制限している。</p> <p>※県税総合システムは、どの課・班に属するかによって利用できる機能が制限されている。</p> <p>※職員が異動退職した場合には、その異動退職日よりその職員の利用はできなくなる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化</li> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。</li> <li>・障害者関係情報、生活保護関係情報及び地方税関係情報を入手することにより県税の減免事務等を効率化するため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上</li> <li>・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。</li> <li>・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。</li> <li>・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要性がなくなり、納税者の利便性が向上する。</li> <li>・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が図られる。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表24の項 133の項</li> <li>○番号法第9条第2項</li> <li>○番号法第9条第6項</li> <li>○番号法第19条第9号</li> <li>○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項</li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 実施する [ <input type="checkbox"/> ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号 に基づく主務省令</li> <li>・特定個人情報の照会</li> <li>・第2条の表49の項</li> <li>・特定個人情報の提供なし</li> </ul>

**7. 評価実施機関における担当部署**

①部署	長崎県総務部税務課
-----	-----------

②所属長の役職名	税務課長
----------	------

**8. 他の評価実施機関**

—
---

(別添1) 事務の内容

※別紙参照

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
県税総合システムデータベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> </ul> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 国税関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> </ul> </li> <li>・医療保険関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> </ul> </li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> </ul> </li> <li>・雇用・労働関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> </ul> </li> <li>・災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>	
その妥当性	1. 個人番号及びその他の識別情報:課税対象者を正確に特定するために保有 2. 5情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 4. 地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	長崎県総務部税務課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 福祉保健課、障害福祉課 )</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署(国税庁)、デジタル庁 )</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、市町村 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>	

②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 国税連携システム、電子申告等システム )																								
③入手の時期・頻度		○隨時入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。) ・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時:「実務上、納税者の特定が必要な都度」																								
④入手に係る妥当性		○隨時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙又は電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を隨時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の確認を行うため、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて納税者の特定等の確認を隨時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請にかかる負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバ及び団体内統合宛名システム)を通じて隨時入手する。																								
⑤本人への明示		・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。 ・産業廃棄物税の賦課に必要な情報は、長崎県産業廃棄物税条例第11条及び第14条の規定により、入手することが明記されている。 ・番号法第19条各号の規定による特定個人情報の提供を制限されない場合の入手についても、明記されている。																								
⑥使用目的 <span style="color: red;">※</span>		県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化																								
⑦使用の主体		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">変更の妥当性</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">使用部署 <span style="color: red;">※</span></td> <td colspan="6" style="text-align: center;">長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">使用者数</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—						使用部署 <span style="color: red;">※</span>	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)						使用者数	<選択肢>						[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
変更の妥当性	—																									
使用部署 <span style="color: red;">※</span>	長崎県総務部税務課、長崎県の各振興局税務部(税務課)																									
	使用者数	<選択肢>																								
[ 100人以上500人未満 ]		1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上																							
⑧使用方法 <span style="color: red;">※</span>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理事務を行う。</li> <li>2. 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</li> <li>3. 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報から滞納管理業務を行う。</li> <li>4. 宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。</li> </ol>																								
情報の突合 <span style="color: red;">※</span>		<p>○「1. 課税管理に関する事務」  ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。  ○上記1~3にかかる「4. 宛名管理に関する事務」  ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と他の団体(市町村)、庁内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>																								
情報の統計分析 <span style="color: red;">※</span>		納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。																								
権利利益に影響を与える得る決定 <span style="color: red;">※</span>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。</li> <li>・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。</li> </ul>																								

⑨使用開始日	平成28年1月1日				
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>					
委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> ( <input type="checkbox"/> 2 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない				
<b>委託事項1</b>	県税総合システム運用保守業務				
①委託内容	県税総合システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者				
その妥当性	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。				
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑤委託先名の確認方法	入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。				
⑥委託先名	NBC情報システム株式会社				
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
<b>委託事項2</b>		国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等			
①委託内容	国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等のサービスを提供する業務				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	各税法の規定により提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者				
その妥当性	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。				
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
⑤委託先名の確認方法	入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。
⑥委託先名	株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b> [ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 ・原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨を契約書に明記している。
	⑨再委託事項 運用における現地作業、問い合わせ対応等。

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	他自治体
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課事務
③提供する情報	他自治体で賦課する者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システム等で入手した所得税申告書等データのうち、他自治体で賦課する所得税申告者等
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 国税連携システム、電子申告等システム )
⑦時期・頻度	他自治体で賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(隨時)
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	

⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	

⑦時期・頻度

**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 <b>※</b>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。</li> </ul> <p>※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び生体認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p>＜県税総合システムの運用における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パタンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。</li> <li>・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</li> </ul> <p>＜国税連携システム・電子申告等システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。</li> <li>・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。</li> </ul> <p>※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>													
	期間	<p>＜選択肢＞</p> <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>地方税法第17条の5の規定により、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であることから、原則として、保存年限を7年保管と定めている。ただし、訴訟対応案件や滞納整理案件についてはその限りではない。</p>												

	<p>③消去方法</p> <p>①データについては、システムにて消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考	-

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

※別紙参照

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づいて提出される納税申告書は、申告納税方式によるものであることから、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税申告書においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。</li> <li>・他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないよう、1件ごとに住所等が課税対象者と合致するかを確認する。</li> <li>・国税連携システムにより、eLTAX（地方税ポータルシステム）から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等が各税法の規定に基づき、納税申告書、申請・届出書を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要的情報の入手の防止に努めている。</li> <li>・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいた賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員（会計年度任用職員等を含む。）が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。</li> <li>・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員（会計年度任用職員等を含む。）のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税課税調査対象者の住所変更等により、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合があるが、その場合は国税連携システムの団体間回送機能により該当する都道府県に提供される。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者等が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの納税申告書、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。</li> <li>・国税連携システムによる国税連携データの入手については、eLTAX（地方税ポータルシステム）からの受信のみであり、それ以外の方法での入手はできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号カード</li> <li>②通知カード及び運転免許証等写真の表示により本人を特定できる書類</li> <li>③以下のア及びイの書類の提示を受けること等               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア:個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> <li>イ:写真の表示により本人を特定できる書類</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)委任状等の代理権を明らかにする書類</li> <li>(2)写真の表示により代理人を特定できる書類</li> <li>(3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)</li> </ul> </li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードの提示、又は通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</li> <li>・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。</li> <li>・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
<b>3. 特定個人情報の使用</b>			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	団体内統合宛名システムにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税総合システムから中間サーバ及び団体内統合宛名システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要となる情報のみに制限する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び顔認証又はパスワードによる認証を行う。</li> <li>・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①ユーザID／パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。</li> <li>・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみ付与している。</li> </ul> <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。</li> <li>・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。</li> <li>・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。</li> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。</li> <li>・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。</li> </ul>		

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。</li> <li>・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。</li> <li>・ログの分析を行い、不正なアクセスの恐れがあるときは、さらにそのログの詳細について解析を行う。</li> </ul>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税総合システムでは、職員の職務内容に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要的処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職務内容に応じてアクセスできる情報を制限している。</li> <li>・業務外の利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、セキュリティ対策に関する文書により周知を図るとともに、研修時にも指導を行っている。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要的処理を行えない仕組みとしている。また、バックアップ処理の実行権限を持つ者も限定するとともに、不正に複製されるリスクへの対応としてセキュリティ責任者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないようにしている。</li> <li>・データのバックアップはサーバから外部記憶装置に行われるが、サーバ及び外部記憶装置は強固な棚に固定されおり、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>&lt;長崎県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、又はISMS認証の取得を要件とする。</li> <li>・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム・電子申告等システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。</li> <li>・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</li> </ul>		
	[ 制限している ]	<選択肢>	1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>&lt;長崎県における措置&gt;</p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等。</li> <li>・委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムにおける措置&gt;</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>		
	[ 記録を残している ]	<選択肢>	1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;長崎県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。</li> <li>・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。</li> <li>・ログの分析を行い、不正なアクセスの恐れがあるときは、さらにそのログの詳細について解析を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムにおける措置&gt;</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>		

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は長崎県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>				
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>				
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務を処理するために委託元から引き渡され、又は委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。</li> </ul>				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の秘密の保持</li> <li>個人情報の収集の制限</li> <li>個人情報の目的外利用及び提供の禁止</li> <li>個人情報の適正管理</li> <li>個人情報の複写又は複製の禁止</li> <li>再委託の禁止</li> <li>事故発生時における報告</li> </ul>				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書及び調達仕様書において、原則として、委託先は他者へ再委託し、又は請け負わせてはならず、長崎県が承認した場合のみ例外的に認めることを定めている。</li> <li>再委託を承認する条件として、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び長崎県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。また、委託先と再委託先との間に個人情報保護等の守秘義務を含む契約を結ぶこと、及び再委託先からの更なる再委託することを禁止する旨の契約の中で明記している。</li> </ul>				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	2年間、団体間回送の記録(他自治体への提供)を受信サーバに保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用して、国税庁及び他自治体へ申告書等データを提供する際は、番号法の規定に基づき認められる特定個人情報を、定められたマニュアルに従い行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞            ・特定個人情報の入手については、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた必要最低限の情報に限定して特定個人情報の照会を行う。</p> <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに 対応している。            ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。            (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[	十分である	]

## リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞            ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞            ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[	十分である	]

## リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞            ・入手した特定個人情報については、県税総合システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性の確認を行う。</p> <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞            ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[	十分である	]

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜オフライン時の事務処理における措置＞            ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞            ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。            ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。            ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。            ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞            ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。            ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。            ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>
リスクへの対策は十分か			
リスクに対する措置の内容			<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクへの対策は十分か			<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクへの対策は十分か			<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクへの対策は十分か			<p>[      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞			
①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞			
①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[ 政府機関ではない ] [ 十分に整備している ] [ 十分に整備している ] [ 十分に周知している ] [ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない			
		<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
		<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
		<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
		<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している	2) 十分に周知している	3) 十分に周知していない
		<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<長崎県における措置> ①県税総合システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。 ③サーバ機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感知したときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。  <国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。			

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;長崎県における措置&gt;</p> <p>①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。</p> <p>②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。</li> <li>・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。</li> <li>・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断溶解処理を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去又は破壊を証明する書類(証明書及び写真等)の提出を求めてこととしている。</p> <p>・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p>			

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
	<p>&lt;県税総合システムの運用における措置&gt;            ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。            ・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき年1回及び必要に応じ隨時に点検を行っている。</p> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置&gt;            ・国税連携システム・電子申告等システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
	<p>&lt;県税総合システムの運用における措置&gt;            ①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。            ・評価書記載事項と運用自体のチェック            ・個人情報保護に関する規定、体制整備            ・個人情報保護に関する人的安全管理措置            ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育            ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置            ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置&gt;            国税連携システム・電子申告等システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。            ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
	<p>&lt;県税総合システムの運用における措置&gt;            ①新任職員に対して、税務職員初任者研修等の中で個人情報保護等に関する研修を行う。            ②継続して業務に従事する職員についても、各種研修会の中で個人情報保護等に関する研修を行う。            ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。            ④違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置&gt;            地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び隨時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>

### 3. その他のリスク対策

<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;            ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>
--

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、請求先及び請求方法等について掲載する。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例、長崎県財務規則で定めるところによる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税総合システムデータベースファイル
公表場所	長崎県ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

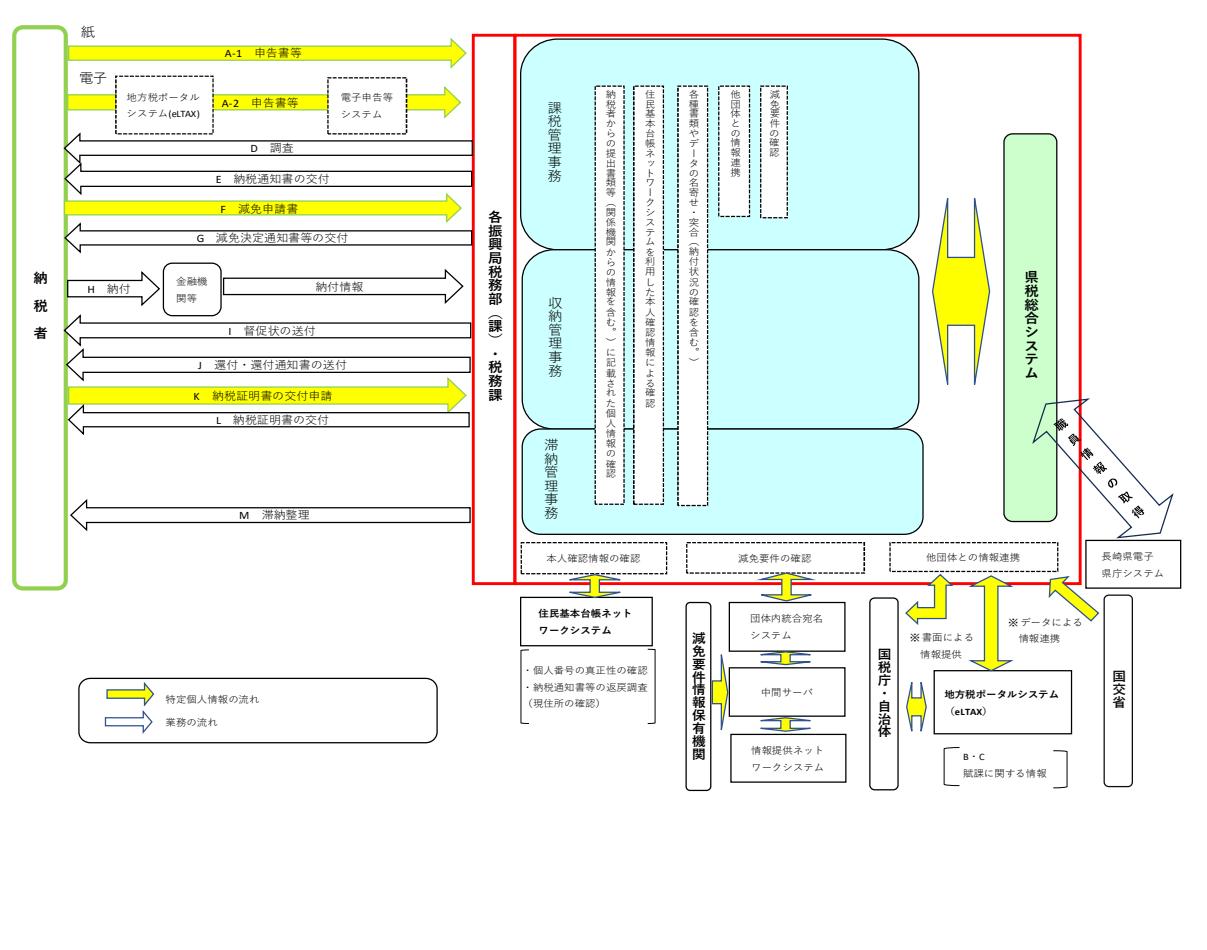
①連絡先	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月14日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる      2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	長崎県政策県民参加制度(パブリックコメント)により実施
②実施日・期間	令和7年7月1日から令和7年7月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	提出されたご意見はありませんでした。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年10月2日及び30日
②方法	長崎県個人情報保護審査会へ諮問し、第三者点検を実施。
③結果	<p>○第三者点検の実施により以下のような答申を受けた。</p> <p>特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の内容は、概ね妥当なものと認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。</p> <p>(1)チェックリストの運用の形骸化防止のための適宜見直し      (2)評価書の記載を分かりやすく具体的な記載に改めること</p> <p>○上記答申を受け、「特定個人情報の入手」、「特定個人情報の使用」、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」及び「監査」におけるリスク対策の実施手法について、より適切な表現となるよう修正を行った。今後も長崎県個人情報保護審査会の中で出された意見を踏まえ、評価書を適宜見直すとともに、運用をより充実させることで特定個人情報の厳格な保護措置に努めたい。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

## (別添1)事務の内容



### (備考)

納税者からの申告・届出等又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付する。また、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

#### 【課税管理事務】

- A 納税者から提出される申告書等を受け付け、内容の確認を行う。
- B 納税者が他機関(税務署、市町)に申告を行う。
- C 他機関から申告情報の提供を受け、確認を行う。
- D 必要に応じて、納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- E 納税者に納税通知書を交付する。
- F 納税者から提出される減免申請書を受け付け、減免要件の確認を行う。
- G 納税者に減免決定通知書等を送付する。

#### 【収納管理事務】

- H 納税者が金融機関等に納付し、金融機関等から県へ納付情報の通知を行う。
- I 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- J 紳付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、還付通知書を送付する。
- K 紳税者から納税証明書の交付申請書を受け付け、確認を行う。
- L 紳税証明書を納税者に交付する。

#### 【滞納管理事務】

- M 督促した納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

[削除]特定個人情報ファイル記録項目						
○県民結合システムデータベースファイル [名て名管理]						
KB納税者管理マスター	納税者番号	履歴連番	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無	
	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)	記録区分	新規区分		
	代表者区分	住所コード	通り名コード	通り名		
	番地	方書	郵便番号	個人法人等区分	統合元番号	
	性別	生年月日	電話番号1	電話番号2	移住区分	
	更新日	住所コード	郵便番号2	郵便番号3	新規登録	
	代表者名	方書(左詰め)	第2法人名(左詰め)	法人名(左詰め)	法人名(左詰め)	
	方書(左詰め)	方書(左詰め)	第2法人名(左詰め)	法人名(左詰め)	法人名(左詰め)	
	更新者番号	履歴連番(新)	履歴連番(旧)	更新者番号	更新者	
	更新者名	更新理由コード	国籍コード	登録日	更新日	
KB納税者名寄せマスター	納税者番号	履歴連番	氏名(漢字)	氏名(カナ)	住所コード	
	番地	方書	漢字氏名(左詰め)	カナ氏名(左詰め)	番地(左詰め)	
	方書(左詰め)	方書(左詰め)	履歴連番(新)	更新日	更新時間	
	更新者番号	履歴連番(新)	履歴連番(旧)	更新者番号	更新者	
	更新者名	更新理由コード	国籍コード	登録日	更新日	
KB納税者検索マスター	マスター区分	カナ氏名	漢字氏名	住所	方書	
	納税者番号	履歴連番	送付先区分			
KB口座振替管理マスター	口座管理区分	納税者番号	税目コード	課税番号	区別情報	
	金融機関コード	店舗コード	口座種別	口座番号	口座名義人	
	口座振替終始日	口座振替終了日	口座振替終了日	最終利用年度	事務所コード	
	更新者番号	更新者名	更新日	更新日	更新時間	
KB納税者番号検索マスター	納税者番号区別コード	番番				
KB統合前納税者情報ファイル	納税者番号	統合先納税者番号	出力フラグ	履歴件数	口座情報	
	氏名(漢字)	氏名(カナ)	第2氏名有無	第2氏名(漢字)	第2氏名(カナ)	
	性別	性別	記録区分	記録区分	記録区分	
	番地	住所	代表者名	代表者名	代表者名	
	方書	方書	番地(左詰め)	番地(左詰め)	番地(左詰め)	
	方書(左詰め)	方書(左詰め)	更新者番号	更新日	更新時間	
	更新者名	更新理由コード	国籍コード	登録日	更新日	
	更新時間					
KB課税番号リンクファイル	課税番号	税目コード	納税者番号			
KB個人番号管理マスター	納税者番号	履歴連番	個人番号	真正性確認区分	真正性確認送信日	
	真正性確認送信時間	真正性確認確定日	真正性確認区分	真正性確認事務所	真正性確認者	
	個人番号登録事務所	個人番号初期登録者	個人番号	個人番号登録事務所	個人番号登録者	
	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	
	生年月日	生年月日	性別	性別	性別	
	性別	性別	誕生日	誕生日	誕生日	
	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
	会員登録日	会員登録日	会員登録日	会員登録日	会員登録日	
	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	
KB個人番号真正性確認ファイル	納税者番号	候補番号	利用事由	提供年月日	対象者識別情報	
	会員一一致検索結果コード	会員一一致検索結果コード	会員一一致検索結果	会員一一致検索結果	会員一一致検索結果	
	会員一一致検索結果コード	会員一一致検索結果	会員一一致検索	会員一一致検索	会員一一致検索	
	会員一一致検索結果コード	会員一一致検索	会員一一致	会員一一致	会員一一致	
	会員一一致検索結果コード	会員一一致	会員一	会員一	会員一	
	会員一一致	会員一	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	
	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	
	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	
	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	
	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	会員登録年月日	
KJ課税管理 [個人事業税]	課税番号	税務署コード	国税番号	納税者番号	所管事務所コード	
	種別コード1	業種コード1	該当区分1	種別コード2	業種コード2	
	該当区分2	種別コード3	該当区分2	青白区分	青白区分	
	分割区分	業種コード3	該当区分3	業種区分	業種区分	
	交付区分	業種コード3	業種区分	業種区分	業種区分	
	注意コード1	注意コード1	業種コード2	業種区分	業種区分	
	注意コード2	注意コード2	業種区分	業種区分	業種区分	
	注意コード3	注意コード3	業種区分	業種区分	業種区分	
	注意コード4	注意コード4	業種区分	業種区分	業種区分	
	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	
KJ基本登録マスター	納税者番号	候補番号	利用事由	提供年月日	対象者識別情報	
	真正性確認送信時間	真正性確認確定日	真正性確認区分	真正性確認事務所	真正性確認者	
	個人番号登録事務所	個人番号初期登録者	個人番号	個人番号登録事務所	個人番号登録者	
	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	個人番号登録日	
	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	会員登録番号	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	会員登録年月	
KJ課税マスター	課税番号	所得年月	課税区分	訂正通番	課税年度	
	認定日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分	
	分割区分	課税詳細事由	開業日	開業日	開業日	
	交付区分	注意コード1	注意コード1	状態区分	更正日	
	注意コード2	注意コード2	注意コード2	備考	備考登録日	
	注意コード3	注意コード3	注意コード3	登録登録日	登録登録日	
	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
KJ課税マスター	課税番号	所得年月	課税区分	訂正通番	課税年度	
	認定日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分	
	分割区分	課税詳細事由	開業日	開業日	開業日	
	交付区分	注意コード1	注意コード1	状態区分	更正日	
	注意コード2	注意コード2	注意コード2	備考	備考登録日	
	注意コード3	注意コード3	注意コード3	登録登録日	登録登録日	
	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
KJ定期課税ファイル	課税番号	所得年月	課税区分	訂正通番	課税年度	
	認定日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分	
	分割区分	課税詳細事由	開業日	開業日	開業日	
	交付区分	注意コード1	注意コード1	状態区分	更正日	
	注意コード2	注意コード2	注意コード2	備考	備考登録日	
	注意コード3	注意コード3	注意コード3	登録登録日	登録登録日	
	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
KJ課税登録管理マスター	課税番号	所得年	課税区分	訂正通番	課税年度	
	認定日	通知日	ファイル番号	保留区分	青白区分	
	分割区分	課税詳細事由	開業日	開業日	開業日	
	交付区分	注意コード1	注意コード1	状態区分	更正日	
	注意コード2	注意コード2	注意コード2	備考	備考登録日	
	注意コード3	注意コード3	注意コード3	登録登録日	登録登録日	
	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	税務署登録番号	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	税務署登録年月	
KJ国税データ管理マスター	課税番号	所得年	確認サイン	青白区分	損失経緯	
	被災経緯	損失経緯5年	被災経緯5年	被災経緯5年	被災経緯5年	
	2年後控除額	3年後控除額	1年後控除額5年	1年後控除額5年	1年後控除額5年	
	4年後控除額	5年後控除額	1年後控除額5年	1年後控除額5年	1年後控除額5年	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
	年残額	累積残額	更新者番号	更新者番号	更新日	
KJ課税登録管理マスター	課税番号	所得年	利用者登録番号	所管年	通番	
	認定日	通知日	登録登録番号	登録年	登録年	
	分割区分	課税詳細事由	登録登録番号	登録年	登録年	
	交付区分	注意コード1	登録登録番号	登録年	登録年	
	注意コード2	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	注意コード3	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録番号	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
KJ国税データ管理マスター	課税番号	所得年月	利用者登録番号	所管年	通番	
	認定日	通知日	登録登録番号	登録年	登録年	
	分割区分	課税詳細事由	登録登録番号	登録年	登録年	
	交付区分	注意コード1	登録登録番号	登録年	登録年	
	注意コード2	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	注意コード3	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録番号	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	
	税務署登録年月	登録登録番号	登録登録番号	登録年	登録年	

KJ自動計算データ管理M医業等	課税番号	所得年月	通常	事業所得	青申特別控除 被災賠償控除額
	所得者専従控除	事業者専従控除	損失賃貸控除額	被災賠償控除額	収入金額(合計)
	従業者越控除額	社会保険診療收入	自由診療収入	その他の収入	租特法6条適用状況
	経費(社会保険診療)	経費(自由診療)	経費(その他)	経費(合計)	対象者登録
	社会保険診療所得	自由診療所得	対象者損失控除額	対象者登録	対象者登録
KJ自動計算データ管理M不勤産等	対象者登録	区分管理	更新者番号	更新者名	更新日
	課税番号	所得年月	通常	住宅貸付戸数	住宅貸付戸間空缺数
	住宅貸付戸数	住宅貸付戸間空缺数	住宅貸付戸数	住宅貸付戸間空缺数	住宅貸付戸間空缺数
	住宅貸付土地貸付契約面積	住宅貸付土地貸付契約件数	複合物件数	不動産収入額	不動産契約数
	不動産収入額	駐車場台数	複合物件数	不動産収入	不動産契約状況
	駐車場面積	駐車場台数	駐車場台数	駐車場台数	駐車場台数
	駐車場収入額	不動産事業所得	不動産	不動産特控除額	不動産特控除額
	不動産海外準備積立	不動産海外準備取崩	不動産課税対象外所得	不動産課税対象外所得	不動産海外準備取崩
	駐車場収入	不動産事業税控除	不動産課税対象外所得	不動産課税対象外所得	不動産事業税控除
	その他青申特別控除	その他青申特別控除	その他青申特別控除	その他青申特別控除	その他青申特別控除
KJ事務所間移動管理ファイル	課税番号	処理年月	通常	移動前事務所コード	移動後事務所コード
	処理フラグ	更新者番号	更新者名	更新日	
KJ識別番号対応店ファイル	課税番号	利用者識別番号	更新日		
(不勤産取得税)					
KK共有者登録ファイル	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・承継区分	課税区分
	共有者番号	納税者番号	主従区分	業者区分	共有者持分(分子)
	共有者持分(分母)	返戻・納め事由	変更納期	返戻・納め処理年月日	通知・発布年月日
	取得額	控除額用額1	控除額用額2	控除額用額3	免税品用額
	負担額	取得額	控除額用額1	控除額用額2	控除額用額3
	免税品適用額	負担額	控除額	控除額用額1	控除額用額2
	控除額用額3	負担額	控除額	控除額用額1	控除額用額2
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	課税別納税者番号	入力生成年月日	更新年月日
	課税番号	課税区分	訂正区分	原承区分	令算区分
	課税年度	データ受付年月日	調定年月日	通知・発布年月日	当初納期限
KK課税マスター	変更納期期限	納期変更年月日	変更納期申請年月日	変更課税調定番号	資料番号
	課税年数	共有者数	物件数	所在地CD	主たる物件の物件番号(土地)
	主たる物件の物件番号(建物)	申告者提出区分	申告者提出年月日	賦課額変更年月日	評価額
	税率適用区分	控除額1	控除額	控除額	控除事由2
	控除額3	控除額由3	免税点用額	控除額	控除事由1
	税額	減額額1	減額額	控除額	免税点用額
	減額額3	減額額由3	税率適用区分	控除額	減額事由1
	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分	控除額	減額事由2
	控除額2	控除額由2	減額額	控除額	減額事由3
	乗税率	課税標準額	税額	減額額	減額事由4
KJ課税マスター	課税標準額	減額額由2	減額額	減額額	減額額4
	減額額由4	最終税額	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分
	控除額1	控除額由1	控除額	控除事由2	控除額
	控除額2	控除額由3	免税点用額	控除額	控除事由3
	控除額3	控除額由1	減額額	控除額	控除事由4
	減額額	減額額由4	減額額	控除額	減額事由5
	課税標準額	減額額由2	減額額	控除額	減額事由6
	課税標準額	減額額由3	減額額	控除額	減額事由7
	課税標準額(訂正)	差引控除額(実質)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)	
	相手CD1(メモ1)	相手CD2(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)	
KK共有者マスター	年月日(メモ2)	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)	
	内容CD2(メモ2)	備考欄(メモ2)	備考欄(メモ2)	備考欄(メモ2)	
	課税区分1	資料番号2	課税番号2	課税区分2	資料番号3
	課税区分3	資料番号4	課税番号4	課税番号4	課税区分4
	資料番号5	資料番号5	課税番号5	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号
	課税区分	現最終課定適合	調定課定用額	課税データ区分	保留フラグ(特殊原因)
	課税標準額	減額額	減額額	控除フラグ1	
	課税標準額(訂正)	差引控除額(実質)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)	
	入力生成年月日	更新年月日	更新者番号	更新者名	
KK共有者マスター	課税番号	課税区分	訂正区分	共有者番号	納税者番号
	課税年度	主従区分	業者区分	取得者持分(分子)	取得者持分(分母)
	返戻・納め事由	変更納期	返戻・納め処理年月日	通知・発付年月日	取得額
	控除額用額1	控除額用額2	控除額用額3	免税点用額	負担額
	取得額	控除額用額1	控除額用額2	控除額用額3	免税点用額
	負担額	取得額	控除額用額1	控除額用額2	控除額用額3
	免税点用額	負担額	控除額	控除額用額1	控除額用額2
	控除額用額3	負担額	控除額	控除額用額1	控除額用額2
	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	返戻・納め事由	返戻・納め事由	共有者合算前資料番号
	入力生成年月日	更新年月日	更新者番号	更新者名	課税別納税者番号
KK持分マスター	課税番号	課税区分	訂正区分	共有者番号	物件番号
	課税年度	物件持分(分子)	業者持分(分子)	取得者持分(分子)	控除1
	控除3	適用別	附則11条の3	取得者持分(分子)	控除2
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	敷地評価額	入力生成年月日	資料番号
	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	合算額	合算額
	上昇率(その他)	建床面積	物件合算前資料番号	合算額	合算額
	特例控除対象戸数	特例控除対象戸数	特例控除対象の有無	特例控除対象面積	特例控除対象面積
	本基準	本基準	本基準	本基準	本基準
	物件地一二	固定資産評価額(住宅)	固定資産評価額(住宅)	地目区分	地目区分
	家庭用額(住宅部)	家庭用額(住宅部)	家庭用額	家庭用額	家庭用額
KK物件__原始__マスター	地下階数	住宅部面積	その他の部分面積	合計面積	合計面積
	再建坪評点数(その他)	再建坪評点数(その他)	再建坪評点数(合計)	評価額	評価額
	課税評価額(住宅)	固定資産評価額(その他)	固定資産評価額(合計)	物件評価額	物件評価額
	評価額月日	フリゲニア	入力生成年月日	更新年月日	課税番号
	課税評分	訂正区分	物件番号	所在地CD(都道府県～丁目)	物件所在地名
	底地番	課税年度	原承区分	原承区分	土地家屋区分
	主従区分	物件数(外件数)	取得者持分	その他の取得区分	課税評価額(その他)
	課税評価額(合計)	評価額月日	新築年月日	取得年月日	在来家屋・住宅面積
	在来家屋取扱年月日	1点評点数	1点評価	換算率	上昇率(住宅)
	土地家屋区分	主従区分	物件数(外件数)	法務局受付番号	登記年月日
KK物件__承継__マスター	取得年月日	取得者持分	その他の取得区分	家屋構造	その他の家屋構造
	家屋面積(住宅部)	家屋面積(非住宅部)	家屋面積	地主・地主区分	地主・地主区分
	地下階数	地下階数	その他の部分面積	合計面積	合計面積
	戸数	評価額(住宅)	評価額(その他)	評価額(合計)	課税評価額(住宅)
	課税評価額(その他)	課税評価額(合計)	評価額	課税評価額(住宅)	造成費
	新築年月日	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	登記義務者数
	合算資料番号	合算課税番号	合算課税区分	宅地利用の有無	宅地利用の有無
	通用の有無(住宅・建物)	新築・既存区分(住宅・建物)	建床面積	明細区分	明細区分
	明細区分	物件合算前資料番号	本基準	本基準	本基準
	1点評点数	1点評価	物件地一二	国税地評価額	国税地評価額
KK物件明細マスター	課税番号	課税区分	訂正区分	明細種類区分	物件番号
	明細番号	課税年度	家屋種類	面積1	戸数1
	面積2	戸数2	通用面積	物件評価額	新規・既存区分
	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	入力生成年月日	更新年月日
	資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	合算額	合算額
	主たる物件の物件番号(土地)	主たる物件の物件番号(建物)	申告者提出区分	申告者提出年月日	課税評定
	主たる物件の物件番号(建物)	主たる物件の物件番号(建物)	控除額1	控除額1	控除額1
	税率適用区分	税率適用区分	控除額2	控除額2	控除額2
	控除額2	控除額3	控除額3	控除額3	控除額3
	減額額	減額額1	減額額1	減額額1	減額額1
KK合算課税異動ファイル	減額額由2	減額額由3	減額額由3	減額額2	減額額2
	最終負担額	賦課額変更事由	評価額	減額額3	減額額3
	最終負担額	控除額由1	控除額	減額額4	減額額4
	免税点用額	控除額由2	控除額	控除額	控除額
	減額額由1	減額額2	控除額	控除額	控除額
	減額額4	減額額3	控除額	控除額	控除額
	減額額4	減額額4	控除額	控除額	控除額
	減額額4	減額額4	控除額	控除額	控除額
	減額額4	減額額4	控除額	控除額	控除額
	減額額4	減額額4	控除額	控除額	控除額
	差引控除額(訂正)	差引控除額(実質)	課税最終税額	年月日(メモ1)	内容CD1(メモ1)
	対応者(メモ1)	相手CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)	内容CD2(メモ1)	相手CD2(メモ2)
	備考欄(メモ1)	年月日(メモ2)	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)
	内容CD1(メモ2)	内容CD2(メモ2)	備考欄(メモ2)	資料番号1	課税番号1
	課税番号1	資料番号2	課税番号2	資料番号2	資料番号3
	課税番号2	資料番号3	資料番号3	課税番号3	課税番号4
	資料番号5	課税番号5	課税番号5	調定年月日	共有者合算前資料番号

KK合算課税異動ファイル	物件合算前資料番号	課定対象年通番	現最終課税年通番	課定漏算及用課定額	課定データ区分
	保留フラグ(特殊原因)	保留フラグ(地権)	保留フラグ(地権なし)	保留フラグ(新設マンション)	保留フラグ(併用住宅・共住住宅)
	保留フラグ(用途非課税(地目))	保留フラグ(用途非課税(団体・法人))	課税状態区分	エラーハセス区分	済算減額通知の有無
	失格区分	納実始期の有無	遅延実始期の有無	区分区分	納付通知出付の有無
	申告書提出書類コード	課定保有の有無	課税免除保有権種類(土地)	課税免除保有権種類(住宅)	課税免除保有権種類(住他)
	締切年月日・時刻	課定保有権種類	区分別	扣除フラグ1	扣除フラグ
	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日
	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日	登記簿記入年月日
	更新年月日	更新者番号	更新者名	事務所コード	消去番号
	課税年度	原版・承継区分	課税区分	解除	データ受付年月日
合算区分		変更後年月期限	納期限変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税判定番号
課定年月日		通知:新規年月日	当初納期限		

KK合算共有者異動ファイル	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・未課税区分	課税区分
	共有者番号		納税者番号	主従区分	業界区分
	解除			変更後納期限	返済・納税処理年月日
	共有者持分(分子)	共有者持分(分母)	返済・実事業由		
	通知・免責年月日		控除適用額1		
			控除適用額2		
	免税点適用額		控除適用額3		
	控除額1		控除額4		
	免税点適用額		控除額5		
	控除額2		控除額6		
	控除額3		控除額7		
	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	共有者エラーフラグ	課税別納税者番号	法人生成年月日
	更新年月日				

（自動車税

取扱料金	取扱料金-課税区分	自動車税-課税区分	所有形態	所有形態
状態コード-自動車税	状態コード-取扱料金	改造費用	税額コード-車両本体	税額コード-付加物
課税登録標準	課税登録標準	税額区分	税額コード	税額区分
住所コード	所在地	万基	カナ氏名	生年月日
電話番号	豊古魯番号	新東番号	業種種別コード	
型式	グリーン	時刻	修正処理日	データ登録未処理フラグ
更新日	更新時刻	余白	OSS区分	OSS納付番号
OS登認番号	バス区分	台数	新車車両区分	リース車両コード
託付事務所コード	マイナンバー	税率区分	ASV等特例	登記番号
車台番号下3桁	登録年月日	同道番号	OCR番号	登録年月日
申告年月日	始動年月日	申告区分	申告区分	登記区分
種類	種類記入の日	レコード作成日	レコード作成者番号	レコード作成者名
定員1	定員2	排気種別	排気量	排気量1
積載量2	車両重量	車両純重量1	車両純重量2	車両長さ
車両幅	車両高さ	燃料コード	燃料コード	燃料スコアコード
型式コード	型式	登録番号	納付者番号-納税義務者	車両登録年月日
車台番号下3桁	車台番号	業務種別コード	申告年月日	車両有効年月日
初度登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号	形式コード

■定員区分

KL譲税照営実勤データ1	実勤率由コード	実勤内容	連番
--------------	---------	------	----

KL課税照用異動シート	登録番号	異動年月日	異動事由コード	異動内容	経路選択
KL口座データ	納税者番号 金融機関コード 金融機関名(漢字) 引落日	課税番号 店舗コード 店舗名(漢字)	区別情報 預金種別コード 納税通知書作成区分	税目コード 口座番号 口座名義人(力ナ) 口座振替開始年月日	口座区分 口座名義人(力ナ) 口座振替終了年月日

KM基本マスター	勤機器別コード	勤機器型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	使用的本体具体名漢字
	使用の本機器(LASDEC)	使用の本機器(LASDEC)番地等	メカコード	車名	車名コード
	納税者番号-使用者	納税者番号-所有者	納税者番号-送付先	納稅通知書送付先区分	狀況コード
	状態週替年月	状態週替年月	注意コード	下取会社コード	下取年月日
	登録年月日	登録年月日	年積月	年積月コード	年積月
	変更前登録番号	変更前登録番号下3桁	登録本コード無	登録本コード無	登録本コード無
	変更登録番号下3桁	変更後登録年月日	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日	変更後登録番号
	最終開通連番	所有形態	グリーン化税率割算課重課区分	分配処理日	修了処理日
	低燃費車	ハイブリット車	更新日	改造車前割引区分番号	抵消権
	変更前車台番号	バス区分	状態申請年月日	OCR番号	健診番号
	補記	補記入力日	レコード作成日	レコード作成者番号	レコード作成者名
	定員1	定員2	排気量別	排気量	排気量1
	積載量2	車輛重量	車両総重量1	車両総重量2	車両長さ
	車両高さ	車両高さ	空港コード	空港コード	空港会員コード
	方式コード	方式コード	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	車台番号下3桁	車台番号	実態種別コード	申請年月日	開業年月日
	初期登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号	形狀コード
	定員区分				

KM減免管理マスター	送付先コード	納税者番号・送付先	事務所コード	減免継続区分	減免継続実動年月日
	継続義務照会状態区分	義務理清履歴番	事務所コード	更新日	更新日時刻
	生年月日	個人番号名	登録事由	（）で作成日	（）で作成者番号
	レコード作成者名	余白	登記番号	登録番号	生年月日
	手帳種類コード1	手帳交付太道府県コード1	手帳番号1	運転者コード1	運転者コード1
	手帳交付年月日1	再交付	確認日1	使用者氏名	使用者目的コード
	当初登録番号1	東京審査所3桁	登録年月日1	登録事由コード1	登録年月日1
	登録事由コード1	登録年月日1	登録事由コード1	登録事由コード1	登録事由コード1
	登録者名	登録者名	登録者番号	登録者番号	登録者番号
	登録者番号	登録者番号	登録者番号	登録者番号	登録者番号

事務所コード 通知年月日 減免義務年月日 更新年 翌年度課税額	通知書番号 最新登録番号 継続減免会書状態区分 更新時別 余白	納税者番号-納税義務者 基番登録番号 入力年月日 否認事由	納税者番号-身障者 車両番号下析 入力年月日 本来の税額	納税者番号-送付先 減免・継続区分 審査年月日 減免額
		納税者番号-納税義務者 基番登録番号 入力年月日 否認事由	納税者番号-身障者 車両番号下析 入力年月日 本来の税額	納税者番号-送付先 減免・継続区分 審査年月日 減免額
KM減免継続管理ファイル				

速鑑	別類区分番号	用途一二	余白基本
補記入力日	補記	更正前登録番号更年月日	更正前登録番号 余白更正登録年月日

変更前台番号下3桁	変更前台番号	変更後登録番号変更年月日	変更後登録番号	変更後登録年月日
変更後登録番号下3桁	分配処理日	掛排气量	掛気種別	掛ス過水コード
納税通帳書送付先区分	納税者番号・納税義務者	納税者番号・送付先	納税者番号・所有者	納税者番号・使用者
燃料コード	年税額	特種コード	登録番号	登録年月日
登録事由コード	塗色コード	抵当権	定員区分	定員2
定員1	低燃費車	注意コード	渡資コード	前回本レコード有無
積載量2	積載量1	税率コード	申請年月日	状況適用年月日
状態申請年月日	状態処理年月	状態コード	所有者コード(使用者欄)	所有者コード
所有形態	初度登録年月	処理年月日	処理時間	登記前後
修正処理日	車両幅	車両長さ	車両高さ	車両番号下3桁
車両総重量2	車両総重量1	車名コード	車名	車両番号
車両番号	車両既有年月日	事務所コード	使用的本換算具体名漢字	使用的本換算具体名(ASDEC)番地等

使用の有無 (ASDEC)	最終経路番号	過去登録番号	更新日	更新時刻
後基本コード有無	原動機種別コード	原動機型式コード	登録指定番号	
型式	型式	乗務種別コード	改造車前頭部別区分番号	登録年月日
下取会社コード	異動途番	異動年月日	レコード作成日	
レコード作成者名	レコード作成者番号	メカコード	バス区分	ハイブリッド車
グリーン化粧室軽競重課区分	オンライン・分配区分	OCR通過		

年租税	事務所コード	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード
勘定年 月日	前基本コード無	後基本コード有無	更新前登車番号	更新前登車番号下3桁
更新前登録番号変更年月日	取扱銀行(収納)	名義人氏名(収納)	取扱銀行名(収納)	取扱店舗名(収納)
作成区分(登録)	形式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	使用者の本拠具体名漢字
住所コード(本拠地)	番号・樓番号・番地等(本拠地)	メニアコード	番号	番号コード
納税者番号(使用者)	納税者番号:所有者	納税者番号:送付先	納税通知書送付先区分	状況コード
状況通知年月日	状況通知年月	注意コード	下取会社コード	仕入銀行(選付)
名義人氏名(選付)	仕向番名(選付)	仕向店舗名(選付)	作成区分(選付)	選付年度
納税期限	納税期限	納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	往來コード(納税義務者)
住所(納税義務者)	郵便番号(納税義務者)	神記コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(カナ)
使用者氏名(カナ)	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	使用者コード(使用者)
法人コード(使用者)	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)	法人コード(所有者)	送付先氏名(カナ)
郵便番号(所有者)	神記コード(所有者)	住所コード(所有者)	神記コード(送付先)	法人コード(送付先)
住所コード(送付先)	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	更新日	更新時刻
県内区分	グリーン化税制軽化重課区分	バス	納税者番号	納税者番号
変更前登車番号	登録番号	通番	登車番号	登車番号下3桁
登車番号	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	登車指定番号
類別区分番号	形状コード	定員区分	定員1	定員2

種類	種類	種類	種類
登録番号(使用者)	登記コード(使用者)	法人コード(使用者)	所有者氏名(漢字)
住所コード(所有者)	住所(所有者)	納税番号(所有者)	所有者氏名(カナ)
送付先名(漢字)	送付先名(カナ)	住所コード(送付先)	法人口コード(所有者)
記録コード(送付先)	法人コード(送付先)	住所(送付先)	納税番号(送付先)
税目コード	通知書種別	県内外区分	グリーン化税制軽化課題区分
通知書年数	祭年制度	祭年区分	バス
本年度グリーン化軽重区分	賦課年年度	課税通番	銀色認
納税特権組合コード	更新日	法定税額	前年度軽課対象有無
振替停止入力日	振替停止依頼済フラグ	更新時刻	発布日
車両長さ	車両幅	振替不能区分	座振替年月日
振替停止入力日	車両高さ	人労事務コード	座高
車両組合コード	型式	所有者コード	車セコード
番号: 標番号:番地等(本拠地)	メーカーコード	車名	往來コード(本拠地)
納税番号: 所有者	納税者番号: 送付先	車種コード	所有者番号:使用者
代金支拂年月	送付年月	税額コード	所有者年月日
事務所コード	基本税額要望情報	取扱銀行コード	年間総額
取引店舗名(取扱)	作成区分(返却)	取引銀行(収納)	取扱銀行名(収納)
仕向店舗名(送付)	作成区分(送付)	仕向銀行(送付)	仕向銀行名(送付)
納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	課税年度	譲納
記録コード(納税義務者)	法人コード(納税義務者)	納税義務者	納税義務者
住所(使用者)	データ別	SORTID務所コード	SORTIDエラ

KM自動車税口座振替ファイル	預先住所コード	預先納税者番号	預先氏名(漢字)	預先住所(漢字)	預先区分
	登録番号	納税者番号	納税者番号・納税義務者	車台番号下3桁	車台番号
	車種別有効月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排氣種別
排気量		積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
KM納通作成不要ファイル	登録番号	納税者番号	引抜コード	年税額	事務所コード
	通知書種別	免付年度	通知書登録番	税率コード	グリーン化税制課課業区分
KM通知書発行ファイル	登録番号	納税者番号	引抜コード	年税額	事務所コード
	通知書種別	免付年度	通知書登録番	税率コード	グリーン化税制課課業区分
	登録番号	納税者番号	引抜コード	年税額	事務所コード
	納期限	変更登録期限	免付日	確定日	返戻解除日
公示送込日		住所変更回数	更新日	更新時刻	印刷区分
返戻理由		返戻登録事由	納通作成区分	公示送込区分	
KM一括納付ファイル	納税者番号	課税番号	課税年度	歳入日	納付日
	課税事務所コード	取納事務所コード	税額	納税明細書交付番号	所有者コード
	納期限	削除フラグ	消込フラグ	4月消込フラグ	
KM一括納付選付マスター	納税者番号	一括区分	受付事務所	更新日	
	更新日	更新区分	受付事務所	更新日	
	減額区分	更新区分	税率	年税額	
KM商品中古車情報ファイル	減額タク	納付状況 脱外フラグ	更新日	更新時刻	余白
	納税者番号・申請者	登録番号	車台番号下3桁	グループコード	事務所コード
提出年月日					
KMグループ登録管理ファイル	納税者番号・申請者	事務所コード	グループコード	申請区分	決議区分
	更新日	更新時刻	未納フラグ	滞納区分フラグ	提出年月日
KM取得税課税マスター	登録番号	同日登録	登録年月日	課税区分	納税義務者納税者番号
車台番号下3桁		税率・自動車税	税率区分	自動車税	
課税年度		課税区分	課税区分	更正事由	
更正登録年月日		登録年月	登録年月	登録年月	登録年月区分
自覚区分		状態コード・取得税	決算年月日	通知年月	納期限
取得税額・車両本体		取得税額・付加物	後課税標準	前課税標準	差引課税標準
税額・既確定		既確定	過不足額	初度登録年月	型式指定番号
類別区分番号		車名		特例区分	決算年月日加算
通知年月日加算		不徴収		対応税額・過不足	対応税額・過不足
半額・過少通常		既確定・過少通常	過不足額・過少通常	対応税額・過少加算	
半額・過少加算		既確定・過少加算	過不足額・過少加算	対応税額・過少加算	
対応税額・過少加算		既確定・不申告	既確定・不申告	既確定・不申告	
既確定・重複登録		既確定・重複登録	既確定・重複登録	既確定・重複登録	
過不足額・重加算		過不足額	既確定・重加算	既確定・重加算	既確定・重加算
加算区分		形式	更新時刻	更新時刻	更新時刻
前特例区分		前取扱税額	事務所コード	事務所コード	
対応税額・不申告加算		加算区分・不申告加算	既確定・不申告	既確定・不申告	既確定・不申告加算
OCR番号		燃料コード	レコード作成	レコード作成番号	レコード作成者名
KN取得税課税標準マスター	型式	類別区分番号	履歴番号	データ区分	削除フラグ
課税標準		自家用税額	業界区分	自家用税額	軽減税額(自)
軽減税額(營)		メータコード	車名コード	メータ名	
車名		車種区分	車名	仕様3	
仕様3		制度1	制度1	制度3	制度年月
耐用年数1		耐用年数2	耐用年数1	耐用年数2	耐用年数区分
定員1		定員2	更新日	更新時刻	
余白		ページ			
KL事務所間移動ファイル	税目コード	課税番号	実績年月等	処理区分	引継元課税事務所
	引継先課税事務所				
KL名寄せ候補ファイル	マイナンバー	カナ	氏名又は名称	住所	方書
	登録番号-A	処理年月日	処理区分	データ区分	住所コード
事務所コード	登録番号	納税者番号	マイナンバー	ナカ	ナカ
	住所	万書	納税者番号		
KN自動車取得税データ	メータコード	車種区分	車名コード	課税区分	類別区分番号
課税標準基準額		中古車用基準額	自家用税額(1)	自家用税額(2)	自家用税額(3)
自家用税額(1)		自家用税額(2)	自家用税額(3)	メータ名	
モデル名(1)		モデル名(2)	仕様1	仕様2	仕様3
仕様4		制度4	制度1	制度2	制度3
制度4		耐用年数4	耐用年数1	耐用年数2	耐用年数区分
排気量		積載量1	積載量2	積載量1	積載量2
社内式		更新年月日	登録番号	新車ページ番号(左)	中古車ページ番号(右)
低燃費車減税額(營)		新車ページ番号(右)		低燃費車減税額(自)	低燃費車減税額(自)
余白				中古車ページ番号	
KL減免申請データ	納税者番号	登録番号・車種	登録番号・機種	登録番号・カナ	登録番号・番号
	車台番号下3桁				
KLOSS申告書全項目出力データ	収入年月日(自動車取得税)	契約年月	作成年月日	更新年月日	余白1
余白2		余白3	余白4	余白5	受付番号
申告区分コード		登録番号	申告年月日	申告区分情報	取得原因コード
取得税因情報		自動車取得税区分コード	自動車取得税区分情報	自動車取得税課税区分コード	自動車取得税課税区分情報
既登録番号		登録年月日	初度登録年月	納税義務者便用番号(配達年月)	納税義務者便用番号(年月)
納税義務者住所1		納税義務者住所2	納税義務者氏名(漢字)	納税義務者氏名(フリガナ)	納税義務者生年月日
納税義務者電話番号(市外局番)		納税義務者電話番号(市内局番)	納税義務者電話番号(加入者番号)	所有者会員番号	所有者会員番号
所有者会員名(漢字)		所有者会員名(フリガナ)	使用者会員名(漢字)	使用者会員名(フリガナ)	使用者会員名(漢字)
使用者会員名(漢字)		使用者会員住所1	使用者会員住所2	使用者会員住所1	使用者会員住所1
使用者会員住所2		使用者会員名(漢字)	使用者会員名(漢字)	使用者会員名(漢字)	使用者会員名(漢字)
自家用車事業の適用否		形状	車名コード	形式	車両定義1
乗車員員2		最大積載量1	最大積載量2	車両乗車員1	車両乗車員2
車両総重量1		車両総重量2	車両番号	類別区分番号	原動機の型式
長さ1		幅1	幅2	高さ1	
高さ2		幅2	幅3	車両全体価額	
付加物価額		付加物内訳名	付加物内訳名	現実の取得価額	
自動車取得税付付額		エコカー減税コード	課税標準	取得税額(小部数)	
自動車取得税特例2(適用)		自動車取得税特例2(受否区分)	自動車取得税特例2(適用)	自動車取得税特例2(受否区分)	
自動車取得税特例3(適用)		自動車取得税特例3(受否区分)	自動車取得税特例3(適用)	自動車取得税特例3(受否区分)	
燃料		車両内定置場所1	主たる定置場所2	主たる定置場所1	有効期間満了日
既定の登録場所		既定の登録場所(用語)	既定の登録場所(用語)	既定の登録場所(用語)	所有者会員名
所有者登録場所		開設する者住所1	開設する者住所2	開設する者住所1	開設する者住所(年月)
自動車取得税特例4(受否区分)		自動車取得税特例4(適用)	自動車取得税特例4(適用)	自動車取得税特例4(受否区分)	自動車取得税特例4(受否区分)
自動車取得税特例6(適用)		燃費(小教科)	变速装置	標準	
ハイブリード、ASV特例コード		自動車税・年税額	自動車税・税額	自動車税・グリーン化特例	
納付依頼金額		收入年月日(自動車税)			
(たばこ税)					
KT基本マスター	事業者コード	履歴番号	変更日	納税者番号	開始日
	廃止日	登録年月	登録年月	登録年月	正止請求日
販売業者1取扱日1		販売業者1登録年月	業者コード1	販売業者1登録年月1	
販売業者2取扱日1		販売業者2登録年月	業者コード2	販売業者2登録年月1	
特例登録許可日2		登録年月	登録年月	登録年月	特例登録取消日
休止期間終了日2		休止期間開始日	休止期間終了日	休止期間開始日2	
休止期間終了日2		休止期間終了日	休止期間終了日3	休止期間終了日2	
備考		登録日	更新日	更新者番号	
更新者名					
KT課税マスター	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	課税区分
	管轄事務所事務所コード	申告日	決議日	課税年度	正止請求日
	通知日	申告期限	納期限	期限延長年月区分	延長納期限
	本税	過小登録加算金	不申告加算金	加重算金	課税標準課税本数1
課税標準課税本数1		課税標準課税本数2	課税標準課税本数1	課税標準課税本数1	課税標準課税本数1
課税標準課税本数2		課税標準課税本数3	課税標準課税本数2	課税標準課税本数2	課税標準課税本数2
課税標準課税本数1既確定		課税標準課税本数1既確定	課税標準課税本数1既確定	課税標準課税本数1既確定	課税標準課税本数1既確定
課税標準課税本数1既確定		課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数2既確定
課税標準課税本数1既確定		課税標準課税本数3既確定	課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数3既確定	課税標準課税本数3既確定
課税標準課税本数2既確定		課税標準課税本数1既確定	課税標準課税本数3既確定	課税標準課税本数1既確定	課税標準課税本数3既確定
課税標準課税本数3既確定		課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数3既確定	課税標準課税本数2既確定	課税標準課税本数3既確定
加重算金既定理由		登録日	更新日	更新者番号	更新者名
削除フラグ					
KT微収猶予ファイル	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	申告日
	決議年月	納期限	納期限	税額	微収猶予期間(自)
微収猶予期間(至)		微収猶予日数	微収猶予税額	納入予定日	納入方法
登録日	更新日				
KT加算金ファイル	課税年度	事業者コード	行為年月	課税連番	加算金漢番
	決議年月	登録年月	登録年月	通知日	納期限
加重算金 対象税額		加重算金	徵収区分	加重算金既定算額	
加重算金 差引税額		加重算金	前年度戻入付額	過少申告通常分	
過少申告通常分		過少申告通常分	既確定付額	過少申告通常分	
過少申告通常分		過少申告通常分	既確定付額	過少申告通常分	
過少申告通常分		過少申告通常分	既確定付額	過少申告通常分	
過少申告通常分		過少申告通常分	既確定付額	過少申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
不申告通常分		不申告通常分	既確定付額	不申告通常分	
登録日		登録日	更新日	更新者番号	更新者名
更新日					

KO基本マスタ	課税番号	履歴番号	事務所コード	奥勤日	奥勤事由コード
	航業者番号	連税番号	連税種別コード	非課税等区分コード	課税保留事由コード
	航物コード1	航物コード2	航物コード3	航物コード4	航物コード5
	航物コード6	航物コード7	航物コード8	航物コード9	航物コード10
	航物コード11	航物コード12	航物コード13	航物コード14	航物コード15
	航物コード16	航物コード17	航物コード18	航物コード19	航物コード20
	航物コード21	登録日	更新回数	存続期間終了日	期間満了日
	航物登録	航物登録	航物登録	航区位置コード1	航区位置コード1-F
	航区位置コード4	航区位置コード5	航区位置コード6	航区位置コード7	航区位置コード8
	航区位置外コード1	航区位置外コード2	航区位置外コード3	航区位置外コード4	航区位置外コード5
KO課税マスタ	登録番号(県コード)	登録番号	年額月割FLG	課税月数	更新日
	更新者				
	課税番号	実績年度	課税連番	事務所コード	登業権番号
	連業者番号	課税区分	課税年度	開定日	通知発行日
	納期限	納期限限更変由コード	変更期限	県内面積1	課税標準面積1
	課税標準コード1	税率1	適用月数1	明細税額1	県内面積2
	課税標準面積2	課税種別コード2	税率2	適用月数2	明細税額2
	課税標準面積3	課税種別コード3	税率3	適用月数3	明細税額3
	課税標準面積4	課税種別コード4	税率4	適用月数4	明細税額4
	課税標準面積5	課税種別コード5	税率5	適用月数5	明細税額5
KO課税中間ファイル	開定期	税率6	税率6	県内面積1既確定	課税標準面積1既確定
	課税標準面積1既確定	税率7	税率7	県内面積2既確定	課税標準面積2既確定
	課税標準面積2既確定	税率8	税率8	県内面積3既確定	課税標準面積3既確定
	課税標準面積3既確定	税率9	税率9	県内面積4既確定	課税標準面積4既確定
	課税標準面積4既確定	税率10	税率10	県内面積5既確定	課税標準面積5既確定
	課税標準面積5既確定	税率11	税率11	県内面積6既確定	課税標準面積6既確定
	課税標準面積6既確定	税率12	税率12	県内面積7既確定	課税標準面積7既確定
	課税標準面積7既確定	税率13	税率13	県内面積8既確定	課税標準面積8既確定
	課税標準面積8既確定	税率14	税率14	県内面積9既確定	課税標準面積9既確定
	課税標準面積9既確定	税率15	税率15	県内面積10既確定	課税標準面積10既確定
KO共同経営者ファイル	登録番号	履歴番号	管理連番	納税者番号	納付書送付先FLG
	連絡番号			更新日	更新者
（登記税）					
KU課定データファイル	納税者番号組合コード	課税番号	実績年度	事務所コード	登業権番号
	納期限	適用日	納期限	県内面積1	課税標準面積1
	確定件数	課税区分	税率1	税率1	税率1
	確定件数	納税者番号	適用月数1	明細税額1	税率2
	確定件数	納税者番号	税率2	明細税額2	税率3
	確定件数	納税者番号	税率3	明細税額3	税率4
	確定件数	納税者番号	税率4	明細税額4	税率5
	確定件数	納税者番号	税率5	明細税額5	税率6
	確定件数	納税者番号	税率6	明細税額6	税率7
	確定件数	納税者番号	税率7	明細税額7	税率8
KS共同経営者ファイル	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
	登記番号	登記番号	登記年月	登記区分	登記区分
KS（経油取扱）	當業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)	休業期間(至)
	休業期間(自)2	休業期間(至)2		休業期間(至)3	休業期間(至)4
	元税率系列コード	油税率1	施設区分1	容量1	基數1
	油税率1-2	施設区分2	基數2	油税率2	油税率3
	施設区分3	容量3	基數3	油税率4	油税率5
	施設区分4	容量4	基數4	油税率6	油税率7
	施設区分5	容量5	基數5	油税率8	油税率9
	施設区分6	容量6	基數6	油税率10	油税率11
	施設区分7	容量7	基數7	油税率12	油税率13
	施設区分8	容量8	基數8	油税率14	油税率15
KS基本マスタ	仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード1	仕入方法1	仕入業者コード4
	仕入方法3	仕入業者コード2	仕入業者コード3	仕入方法2	仕入業者コード5
	納税者番号(送付先)	注冊コード	組合加入	納税者番号(事務所)	登記理由
	証券番号1	証券番号2	延長理由	特記事項	特記事項
	交付金受任有無	交付金受任者氏名	交付金受任者住所	交付金支払方法	受任者登記者番号
	課税区分指定有無	従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4
	従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9
	従たる事業所10	納税者ID	登録日付	更新日	更新者番号
	更新者名	登記番号	登記年月日	登記番号	事業者区分
	申込方法	申込方法	登記区分	登記区分	登記区分
KS基本履歴ファイル	当業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1
	休業期間(自)2	休業期間(至)2		休業期間(至)3	休付先サイン
	元税率系列コード	油税率1	施設区分1	容量1	基數1
	油税率1-2	施設区分2	基數2	油税率2	油税率3
	施設区分3	容量3	基數3	油税率4	油税率5
	施設区分4	容量4	基數4	油税率6	油税率7
	施設区分5	容量5	基數5	油税率8	油税率9
	施設区分6	容量6	基數6	油税率10	油税率11
	施設区分7	容量7	基數7	油税率12	油税率13
	施設区分8	容量8	基數8	油税率14	油税率15
KS基本マスタ	仕入業者コード2	仕入方法2	仕入業者コード1	仕入方法1	仕入業者コード4
	仕入方法3	仕入業者コード2	仕入方法3	仕入方法2	仕入業者コード5
	納税者番号(送付先)	注冊コード	組合加入	納税者番号(事務所)	登記理由
	証券番号1	証券番号2	延長理由	特記事項	特記事項
	交付金受任有無	交付金受任者氏名	交付金受任者住所	交付金支払方法	受任者登記者番号
	課税区分指定有無	従たる事業所1	従たる事業所2	従たる事業所3	従たる事業所4
	従たる事業所5	従たる事業所6	従たる事業所7	従たる事業所8	従たる事業所9
	従たる事業所10	納税者ID	登録日	更新日	更新者番号
	更新者名	登記番号	登記年月日	登記番号	事業者区分
	消滅日	指定期	取消日	通知日	状態区分
状態区分設定日					
KS（経油取扱）	事業者コード	履歴番号	変更日付	事業者区分	申告方法
	旧管轄県税事務所	新管轄県税事務所	管轄県税変更日	申請日	消除日
	指定日	取消日	通知日	状態区分	状態区分設定日
	當業開始日	実績開始年月	受任者	休業期間(自)1	休業期間(至)1
	休業期間(自)2	休業期間(至)2		休業期間(至)3	付送先サイン
	元税率系列コード	油税率1	施設区分1	容量1	基數1
	油税率1-2	施設区分2	基數2	油税率2	油税率3
	施設区分3	容量3	基數3	油税率4	油税率5
	施設区分4	容量4	基數4	油税率6	油税率7
	施設区分5	容量5	基數5	油税率8	油税率9
KS課税マスタ	油税率1	油税率2	税率1	税率1	税率1
	油税率2	油税率3	税率2	税率2	税率2
	油税率3	油税率4	税率3	税率3	税率3
	油税率4	油税率5	税率4	税率4	税率4
	油税率5	油税率6	税率5	税率5	税率5
	油税率6	油税率7	税率6	税率6	税率6
	油税率7	油税率8	税率7	税率7	税率7
	油税率8	油税率9	税率8	税率8	税率8
	油税率9	油税率10	税率9	税率9	税率9
	油税率10	油税率11	税率10	税率10	税率10
KS課税明細ファイル	税種区分	税率1	数量1-1	数量1-2	数量1-3
	税種区分	税率2	数量1-2	数量1-3	数量1-4
	税種区分	税率3	数量1-3	数量1-4	数量1-5
	税種区分	税率4	数量1-4	数量1-5	数量1-6
	税種区分	税率5	数量1-5	数量1-6	数量1-7
	税種区分	税率6	数量1-6	数量1-7	数量1-8
	税種区分	税率7	数量1-7	数量1-8	数量1-9
	税種区分	税率8	数量1-8	数量1-9	数量1-10
	税種区分	税率9	数量1-9	数量1-10	数量1-11
	税種区分	税率10	数量1-10	数量1-11	数量1-12
KS課税明細ファイル	税種区分	税率11	数量1-11	数量1-12	数量1-13
	税種区分	税率12	数量1-12	数量1-13	数量1-14
	税種区分	税率13	数量1-13	数量1-14	数量1-15
	税種区分	税率14	数量1-14	数量1-15	数量1-16
	税種区分	税率15	数量1-15	数量1-16	数量1-17
	税種区分	税率16	数量1-16	数量1-17	数量1-18
	税種区分	税率17	数量1-17	数量1-18	数量1-19
	税種区分	税率18	数量1-18	数量1-19	数量1-20
	税種区分	税率19	数量1-19	数量1-20	数量1-21
	税種区分	税率20	数量1-20	数量1-21	数量1-22
KS課税マスタ	税率21	税率22	数量1-21	数量1-22	数量1-23
	税率22	税率23	数量1-22	数量1-23	数量1-24
	税率23	税率24	数量1-23	数量1-24	数量1-25
	税率24	税率25	数量1-24	数量1-25	数量1-26
	税率25	税率26	数量1-25	数量1-26	数量1-27
	税率26	税率27	数量1-26	数量1-27	数量1-28
	税率27	税率28	数量1-27	数量1-28	数量1-29
	税率28	税率29	数量1-28	数量1-29	数量1-30
	税率29	税率30	数量1-29	数量1-30	数量1-31
	税率30	税率31	数量1-30	数量1-31	合計数量1
KS課税明細ファイル	税率2-1	税率2-2	数量2-1	数量2-2	数量2-3
	税率2-2	税率2-3	数量2-2	数量2-3	数量2-4
	税率2-3	税率2-4	数量2-3	数量2-4	数量2-5
	税率2-4	税率2-5	数量2-4	数量2-5	数量2-6
	税率2-5	税率2-6	数量2-5	数量2-6	数量2-7
	税率2-6	税率2-7	数量2-6	数量2-7	数量2-8
	税率2-7	税率2-8	数量2-7	数量2-8	数量2-9
	税率2-8	税率2-9	数量2-8	数量2-9	数量2-10
	税率2-9	税率2-10	数量2-9	数量2-10	数量2-11
	税率2-10	税率2-11	数量2-10	数量2-11	数量2-12
KS加算金ファイル	税率2-11	税率2-12	数量2-11	数量2-12	数量2-13
	税率2-12	税率2-13	数量2-12	数量2-13	数量2-14
	税率2-13	税率2-14	数量2-13	数量2-14	数量2-15
	税率2-14	税率2-15	数量2-14	数量2-15	数量2-16
	税率2-15	税率2-16	数量2-15	数量2-16	数量2-17
	税率2-16	税率2-17	数量2-16	数量2-17	数量2-18
	税率2-17	税率2-18	数量2-17	数量2-18	数量2-19
	税率2-18	税率2-19	数量2-18	数量2-19	数量2-20
	税率2-19	税率2-20	数量2-19	数量2-20	数量2-21
	税率2-20	税率2-21	数量2-20	数量2-21	数量2-22
KS微収税予約ファイル	税率2-21	税率2-22	数量2-21	数量2-22	数量2-23
	税率2-22	税率2-23	数量2-22	数量2-23	数量2-24
	税率2-23	税率2-24	数量2-23	数量2-24	数量2-25
	税率2-24	税率2-25	数量2-24	数量2-25	数量2-26
	税率2-25	税率2-26	数量2-25	数量2-26	数量2-27
	税率2-26	税率2-27	数量2-26	数量2-27	数量2-28
	税率2-27	税率2-28	数量2-27	数量2-28	数量2-29
	税率2-28	税率2-29	数量2-28	数量2-29	数量2-30
	税率2-29	税率2-30	数量2-29	数量2-30	数量2-31
	税率2-30	税率2-31	数量2-30	数量2-31	数量2-32
KS微収税予約ファイル	税率1-1	税率1-2	数量1-1	数量1-2	数量1-3
	税率1-2	税率1-3	数量1-2	数量1-3	数量1-4
	税率1-3	税率1-4	数量1-3	数量1-4	数量1-5
	税率1-4	税率1-5	数量1-4	数量1-5	数量1-6
	税率1-5	税率1-6	数量1-5	数量1-6	数量1-7
	税率1-6	税率1-7	数量1-6	数量1-7	数量1-8
	税率1-7	税率1-8	数量1-7	数量1-8	数量1-9
	税率1-8	税率1-9	数量1-8	数量1-9	数量1-10
	税率1-9	税率1-10	数量1-9	数量1-10	数量1-11
	税率1-10	税率1-11	数量1-10	数量1-11	数量1-12
KS加算金ファイル	税率1-11	税率1-12	数量1-11	数量1-12	数量1-13
	税率1-12	税率1-13	数量1-12	数量1-13	数量1-14
	税率1-13	税率1-14	数量1-13	数量1-14	数量1-15
	税率1-14	税率1-15	数量1-14	数量1-15	数量1-16
	税率1-15	税率1-16	数量1-15	数量1-16	数量1-17
	税率1-16	税率1-17	数量1-16	数量1-17	数量1-18
	税率1-17	税率1-18	数量1-17	数量1-18	数量1-19
	税率1-18	税率1-19	数量1-18	数量1-19	数量1-20
	税率1-19	税率1-20	数量1-19	数量1-20	数量1-21
	税率1-20	税率1-21	数量1-20	数量1-21	数量1-22
KS微収税予約ファイル	税率1-21	税率1-22	数量1-21	数量1-22	数量1-23
	税率1-22	税率1-23	数量1-22	数量1-23	数量1-24
	税率1-23	税率1-24	数量1-23	数量1-24	数量1-25
	税率1-24	税率1-25	数量1-24	数量1-25	数量1-26
	税率1-25	税率1-26	数量1-25	数量1-26	数量1-27
	税率1-26	税率1-27	数量1-26	数量1-27	数量1-28
	税率1-27	税率1-28	数量1-27	数量1-28	数量1-29
	税率1-28	税率1-29	数量1-28	数量1-29	数量1-30
	税率1-29				

KS免税基本マスタ	使用者番号	発行区分	発行区分設定日	初回交付日	今回交付日
	有効期間(自)	登録区分	登録区分設定日	乗継コード	
	有効期間(至)	登録区分	登録区分設定日	特記事項	
	共同使用者数	申請区分	注意コード		
KS免税登録事務所	機械設備登録	申告区分	税免軽油使用地	連絡担当者	
耕作面積	登録日	更新日			
KS免税共同使用者ファイル	使用者番号	通番	登録年月日	取消日	納税者番号
	登録日	更新日			
KS機械設備ファイル	使用者番号	通番	設備名称	所在地コード	地番
	方番	所有者名称	型式	燃焼方式コード	燃馬力
	台数	用途コード	記載日	取消日	リース期限
	登録日	更新日			
KS免税登録ファイル	免税登録番号	券区分	数量	使用者番号	乗継コード
	販売者コード	交付日	有効期限	計算期間(自)	計算期間(至)
	免税登録状態区分	状態区分設定日	発券区分	新旧区分	宛名未登力
	事業者コード	行為年月	納付納入等区分	回収済税コード	県内外区分
	交付税番号	旧免税登録番号	登録日	更新日	更新者番号
	更新者名				
KS免税使用者報告書ファイル	使用者番号	年度	実績年月	受付日	前月末保有数量
	当月取引数量	当月使用数量	当月末保有数量	登録日	更新日
KS調査台帳ファイル	調査の処理	調査要領	事務所	登録日	更新日
	事業者コード	調査年月日	調査区分	調査対象期間(自)	調査対象期間(至)
	調査者登録	油槽所	系列	仕入先1	仕入先2
	仕入登録3	仕入登録4	仕入先5	仕入先6	仕入先7
	在庫登録1	温度1	測定比率1	換算比率1	定性1
	定量(クリア)1	ガスコ反応1	結果分析1	工業分析等1	状態1
	在庫登録2	温度2	測定比率2	換算比率2	定性2
	定量(クリア)2	ガスコ反応2	結果分析2	工業分析等2	状態2
	内税取扱本部	内部監査	内部監査(クリア)	内部監査(クリア)	内税諸元分析
	内税工業分析等	内税分析中	要常在現本数	要常在現定(クリア)	要常在現ガスコ反応
	異常者現徴等分析	異常者現徴等分析等	特記事項	調査担当者役員1	調査担当者1
	調査担当者役員2	調査担当者役員2	調査担当者役員3	調査担当者3	起案年月日
	調査者会員	調査者査書類	検査場所1	採取場所1	採取量1
	検査場所2	採取場所2	採取場所2	仕入人数量の過否	売上数量の過否
	混和不認状況	課税登録仕入の過否	免許登録の処理	予備登録1	予備登録概要1
	予備登録2	予備登録2	予備登録3	予備登録3	調査所見
	添付書類1	添付書類1	添付書類3	添付書類4	添付書類5
	添付書類6				
KS事業者等マスタ	事業者コード	調査対象者区分	事業者コード(奥付)	更履番号	主たる事業所コード
	業者区分	併特有フラグ	免税登録者フラグ	登録者番号	名称(カナ)
	名称(漢字)	名称(清音漢字)	住所(カナ)	住所(漢字)	登録年月日
	住所(清音漢字)	電話番号	所在町村コード	所轄税務所コード	更新時刻
	携住所月日	最近年の営業月	需要最終年月日	対応年度	異動理由
	事業者コード	予備	整理番号	油種コード2	施設区分3
	油種コード1	施設区分1	容量1	油種コード3	容量4
	施設区分2	容量2	基數2		
	容量3	基數3	油種コード4		
	基數4	備考	登録日	更新日	
KS収納状況ファイル	登録年月日	更新年月日	税目コード	対象番号	事務所CD
	会計年度	期	債権登録番号	乗継コード	課税登録コード1
	調定期間1	調定期間1	納付額予定期間内1	納付額予定期間内1	納付額予定期間外1
	收入未済額1	徴収額予・還付未有無コード1	課税登録コード2	調定期間2	調定期間2
	納付額予定期間内2	納付額予定期間内2	納付額予定期間外2	收入未済額2	徴収額予・還付未有無コード2
	課税登録コード3	調定期間3	調定期間3	納付額予定期間内3	納付額予定期間内3
	収納額予定期間外3	收入未済額3	徴収額予・還付未有無コード3	課税登録コード4	調定期間4
	調定期間4	納付額予定期間内4	納付額予定期間内4	收入未済額4	收入未済額4
	徴収額予・還付未有無コード4	課税登録コード5	調定期間5	調定期間5	納付額予定期間内5
	収納額予定期間内5	收入未済額5	徴収額予・還付未有無コード5	課税登録コード6	課税登録コード6
	取扱未定	取扱未定	取扱未定	取扱未定	取扱未定
	取扱未定6	徴収額予・還付未有無コード6	課税登録コード7	調定期間6	調定期間7
	取扱未定7	徴収額予定期間内7	納付額予定期間外7	收入未済額7	徴収額予・還付未有無コード7
	課税登録コード8	調定期間8	調定期間8	納付額予定期間内8	納付額予定期間8
	取扱未定8	徴収額予・還付未有無コード8	課税登録コード9	調定期間9	調定期間9
	取扱未定9	徴収額予定期間内9	納付額予定期間内9	收入未済額9	徴収額予定期間内9
	徴収額予・還付未有無コード9	課税登録コード10	調定期間10	調定期間10	納付額予定期間内10
	取扱未定10	徴収額予定期間内10	收入未済額10	徴収額予・還付未有無コード10	課税登録コード11
	調定期間11	調定期間11	納付額予定期間内11	納付額予定期間内11	納付額予定期間外11
	收入未済額11	徴収額予・還付未有無コード11	課税登録コード12	調定期間12	調定期間12
	取扱未定12	徴収額予定期間内12	納付額予定期間外12	收入未済額12	徴収額予・還付未有無コード12
	課税登録コード13	調定期間13	調定期間13	納付額予定期間内13	納付額予定期間内13
	取扱未定14	徴収額予・還付未有無コード13	徴収額予定期間内14	調定期間14	調定期間14
	徴収額予・還付未有無コード14	調定期間合計	收入未済額14	徴収額予定期間外14	徴収額予定期間外14
	後業者区分コード	後業者年月日	後出未定	報償金未交付対象金額	更正未定区分コード
	報償金額	交付未定額	交付未定額	支払未定コード	交付未定
	減有りフラグ1	減有りフラグ2	減有りフラグ3	減有りフラグ4	減有りフラグ5
	減有りフラグ6	減有りフラグ7	減有りフラグ8	減有りフラグ9	減有りフラグ10
	減有りフラグ11	減有りフラグ12	減有りフラグ13	減有りフラグ14	石商区分
	支払未定区分	報償金注意コード	報償金注意コード1	報償金注意コード2	報償金注意コード3
	報償金注意コード4	報償金注意コード5	報償金注意コード6	報償金注意コード7	報償金注意コード8
	報償金注意コード9	報償金注意コード10	報償金注意コード11	報償金注意コード12	報償金注意コード13
	報償金注意コード14	備考1	備考2	備考3	備考4
	備考5	備考6	備考7	備考8	備考9
	備考10	備考11	備考12	予備	
KS電子申告入力データ	取込番号	申告様式区分	納税者ID	事業者コード	行為年月
	様式ID	取込日	申告日	登録済フラグ	データエリア
(産業廃棄物税)	登録番号	履歴番号	納税者番号	債権者番号	新管轄県税事務所
KX基本マスタ	登録番号	登録者番号	事業者区分	施設名	施設電話番号
	旧管轄県税事務所	管轄県税変更日	事業者区分	申請日	開始日
	施設所在地コード	番地	付与日	許可番号	面積
	許可番号	廃止日	登録日	廃止登録	業種
KX課税マスタ	登録番号	対象年	対象期	納付纳入等区分	課税標準
	課税額	加算金	課税登録コード	課税連番	訂正連番
	調定期番	報償金	県税コード	管理外区分	登録日
	更新日				
KX課税明細ファイル	登録番号	対象期	納付纳入等区分	課税連番	訂正連番
	削除登録	登録区分	登録年月日	決済登録	
	対象登録コード	対象登録(自)	対象登録(至)	対象登録1~2	
	数量1~3	数量1~4	数量1~5	数量1~6	数量1~7
	数量1~8	数量1~9	数量1~10	数量1~11	数量1~12
	数量1~13	合計数量1	税額1	数量2~1	数量2~2
	数量2~3	数量2~4	数量2~5	数量2~6	数量2~7
	数量2~8	数量2~9	数量2~10	数量2~11	数量2~12
	数量2~13	合計数量2	税額2	税率	減免額1
	減免額1	減免額2	減免額2	減免額差額2	減免額重2
	減免額差額3		減免額3	差引	差引差額
	委託登録料分離登録	委託登録料分離額	更正決済事由コード	更正決済事由コード	
KX加算金ファイル	納付登録	通知登録	通知登録日	税務登録	税務登録期限
	対象登録	納入区分	課税登録(自)	登録事由	
	対象登録(取納)	納定登録	課税登録(終納)	確定日	
	対象登録(支拂)	本税の調定期	納期登録(取納)	申告日(取納)	
KXコントロールファイル	登録日	対象期	課税連番	訂正連番	
	訂正登録	登録区分1	通知登録	税務登録	
	加算金登録1~1	対象登録1~2	加算金登録1~2	課税登録料分離登録	税務登録料分離登録
	加算金登録1~2	対象登録2~2	加算金登録2~2	納付登録	納付登録
KX徴収猶予ファイル	納付登録	乗車率	対象登録3~1	加算金登録3~1	対象登録3~2
	対象登録3~2	過年度減額3	加算金既確定登録3	本税対応課税連番	本税対応訂正連番
	納付登録(前進)	課税登録(後退)	訂正登録(後退)	同一路づき課税連番	同一路づき訂正連番
	登録日	更新日	更新者番号	更新者名	
KX徴収猶予ファイル	登録番号	対象期	納付纳入等区分	課税連番	
	決済登録	登録区分	通知登録	税務登録	
	猶予登録	納入日	課税登録	課税登録料分離登録	税務登録料分離登録
	十一月徴収猶予期限(至)	十一月徴収猶予日数	十一月徴収猶予税額	納付登録	納付登録
	二ヶ月徴収猶予期限(自)	二ヶ月徴収猶予期限(至)	二ヶ月徴収猶予税額	納付登録1	納付登録2
	納付方法2	登録日	更新日		

KC収納状況ファイル	登録番号	会計年度	債権番号	業種コード	納入課税処理コード1
	納入予定期年1月	納入予定期金額1	納入取納額納期内1	納入取納額猶予期間内1	納入取納額期間内1
	納入未済額1	納入未済額予-還付有無コード1	納入取税処理コード1	納入未済年月2	納入未済金額2
	納入取納額納期内2	納入取納額猶予期間内2	納入取税処理コード2	納入未済年月2	納入未済金額2
	納入取税処理コード1-3	納入予定期年3月	納入取納額金額3	納入取納額納期内3	納入取納額猶予期間内3
	納入取納額猶予期間内3	納入未済額3	納入未済額予-還付有無コード3	納入取税処理コード4	納入未済年月4
	納入未済金額4	納入取納額猶予期間内4	納入取納額猶予期間内4	納入取納額猶予期間内4	納入未済額4
	納入未済額予-還付有無コード4	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1
	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1
	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1	納付合計課税処理コード1
【収納管理】					
KC収納管理基本マスター	調定期-税目コード	調定期-実績年月	調定期-課税連番	調定期-課税年	調定期-課税年
	納税者番号	課税年務所(当初)	取納年務所(現在)	取納年務所(現在)	取納年務所(現在)
	取納年入年度	現滞年区分	調定期由(当初)	調定期由(現在)	調定期由(現在)
	取納区分(現)	本末年区分(現)	納定期(指定期間)	納定期(指定期間)	納定期(指定期間)
	固定日(現)	本末年固定日	増減定期用日	増減定期用日	増減定期用日
	備考	申請日-収納日	取納定期用日	取納定期用日	取納定期用日
	修正定期限	修正定期限	更增加定期限	更增加定期限	更增加定期限
	重加定期率-税割	重加定期率-所得	重加定期率-所得	重加定期率-所得	重加定期率-所得
	重加定期税額-付加	重加定期税額-資本	重加定期税額-資本	重加定期税額-収入	重加定期税額-収入
	重加定期率-特別税	重加定期税額-特別税	利子割付額等	監査の申告期間延長	外形法人区分
【収納管理税額マスター】					
KC収納管理税額マスター	税率区分	注意コード	税率コード	初年度	積雪税率区分
	車両番号	ディーラーコード	他税額設定日付	発行・督促未付止限	未調定期納サイン
	取消サイン	公示番号	年次登録サイン	換税番号サイン	事務所活動サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	換税番号サイン	処分サイン	執行部活動サイン
	不納登録サイン	延滞登録サイン	延滞登録サイン	担当者一覧	新納登録サイン
	登録日	更新日	更新番号	更新者名	更新時間
	戻税登録				
	戻税出金額				
	戻税出金額				
	戻税出金額				
【KC還付充当ファイル】					
KC還付金管理ファイル	過額番号-会計年度	過額番号-戻税コード	過額番号-連番	過額番号-株番	レコード区分
	登録番号	調定期-課税年	調定期-税目	調定期-課税番号	調定期-実績年月
	調定期-課税連番	調定期-課税年度	経歴番号	過額番号由	通知日
	支払日	還付金算定始期日	除算定期間-開始日	除算定期間-終了日	歳入歳出区分
	充当金状況	充当金算定期間	還付金算定区分	本税-加算区分	充当額
	特別税	還付金算定金額	還付金算定期間-特別税	還付金算定期間	充当元年経歴番号
	自走定期	税率-コード	税率-コード	税率-コード	充当先税年
	税率区分	税率区分	税率区分	税率区分	充当先税年
	税率区分	税率区分	税率区分	税率区分	充当先税年
	税率区分	税率区分	税率区分	税率区分	充当先税年
【KC本税充当経緯ファイル】					
KC本税充当経緯ファイル	還付年号	経歴番号	調定期-税目	調定期-課税番号	調定期-実績年月
	調定期-課税連番	調定期-課税年度	进入年度	事務所区分	還付通知日
	支払日	還付金額	支払区分	納税者番号	還付時刻所
	還付金登録コード	還付金登録コード	支店コード	口座種別	口座番号
	口座名義人	還付金登記機関名	還付金支店名	修正区分	換金日
	組入日	再還付日	送金会員銀行	金融機関コード-変更	支店コード-変更
	口座名別-変更	口座名別-変更	送金会員銀行	還付時刻金融機関名-変更	還付時刻支店名-変更
	再発行日	支払番号	金融機関名(力ナ)	支店名(力ナ)	支払番号1
	還付金登録区分1	還付金登録区分1	支払金額	支払金額2	還金元金融機関区分2
	還付金登録区分2	還付金登録区分2	仮送付-作成日	予備	備考
【KC納付証明DB】					
KC納付証明DB	登録番号	会計年度	税目コード	課税番号	実績年月
	登録年	税目コード	税目区分	管理番号	金融機関番号
	登録区分	支払区分	課税年	預金種目	
	登録年	登録年	登録年	更新日	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
	登録年	登録年	登録年	登録年	
【KC戻入済修正入力ファイル】					

KO共通納税納付ファイル	納付番号	収納団体コード	税目・料金番号	申告区分・課税期間	確認番号
	履歴番号	納税者ID	課税番号	案績年等	納税者番号
	課税事務所	税目コード	見込みなし納付区分	申告区分	申告日
	申告番付番号	法人番号	課定事由	法人未民税・入金額	法人未事税・入金額
	法人未民税・法人税割	法人未民税・均等割	法人未民税・延滞金	法人未事税・所得割	法人未事税・付加価値割
	法人未業税・資本割	法人未業税・收入割	法人未業税・延滞金	法人未業税・過少	法人未業税・不申告
	法人未業税・重加	法人未業税・重加	法人未業税・延滞金	法人未業税・過少	法人未業税・不申告
	法人未別税・重加	集計作成日	法人未別税・延滞金	法人未別税・過少	法人未別税・不申告
	手数料	エントリ区分	法人未別税・延滞金	法人未別税・過少	法人未別税・不申告
	システム利用領域07	システム利用領域04	システム利用領域05	システム利用領域06	システム利用領域10
	システム利用領域12	システム利用領域08	システム利用領域09	システム利用領域11	システム利用領域14
	抵当不動産領域01	システム利用領域13	システム利用領域12	システム利用領域15	システム利用領域16
	氏名漢字	抵当不動産領域13	レスポンスコード	納付区分	氏名カタカ
	今回請求金額合計	請求未金額	請求未金額	延滞金算計第2ラグ	延滞金算計第2ラグ
	納付額変更年月日	納期限	延滞金計算開始年月日	延滞金表示区分	請求消費税
	消費表示区分	納付内容	納付内容漢字	手数料区分	支払延滞金額
	納付方式	今回払込金額合計累積	今回払込金額合計	支払納付額	支払延滞金額
	支払消費税	領收書区分	支払方法	テナール区分	入力区分
	印紙料額	他店舗金額	入金年月日	納付年月日	MPN処理年月日
	MPN処理時刻	MPN処理通番	仕向セラーコード	金融機関コード	店舗コード
	仕向処理年月日	仕向処理通番	仕向処理年月日	決済年月日	MPN通番サーバ登録年月日
	システム予備	登録日	更新日	更新年月日	
KC収納管理マスター	課定キー・税目コード	課定キー・課税番号	課定キー・案績年月等	課定キー・課税番号	課定キー・課税年度
	納税者番号	課税事務所(当初)	課税事務所(現在)	納税者事務所(現在)	納税者事務所(現在)
	取納年年度	現管分	課定事由(初)	課税年分(現在)	課定事由(現在)
	課税区分(現在)	本税の課定通番	本來の納期限(法廷納期限等)	納期限(指定期間)	課定日(当初)
	課定日(現在)	賦課課税日	通知書発付日	増減額算定通用日	増減額算定通用日
	申告日	申請日・収受日	更正請求日	税務書類処理日	国税処理日
	修正申告期限	事業未終了終了	確定申告提出日	重加料・応税額	重加料・応税額
	重加料・応税額・税割	重加料・応税額・所得	重加料・応税額・税割	重加料・応税額・所得	重加料・応税額・付加
	重加料・応税額・付加	重加料・応税額・資本	重加料・応税額・資本	重加料・応税額・收入	重加料・応税額・収入
	重加料・応税額・特別別税	重加料・応税額・特別別税	重加料・応税額・特別別税	監査請求書提出日	外税別税区分
	自走式登録	税別区分	税別区分	自動算定登録	会員登録日
	税別区分数	注意コード	状態コード	初年度登録月	税種登録区分
	車台番号	データーラコード	他税別区分日付	発行・督促未付止期限	未課税登録サイン
	仮返済サイン	公示未返済サイン	管年月外サイン	微吸納サイン	事務所登録サイン
	延滞金不能サイン	注意サイン	換価猶予サイン	処分サイン	執行停止サイン
	不納付サイン	線上納付サイン	継続登録サイン	担当者コード	完納移動サイン
	当初課定額・本税	最終課定額・税割	本税	最終課定額・均等・本税	最終課定額・所得・本税
	最終課定額・付加・本税	最終課定額・資本・本税	最終課定額・收入・本税	最終課定額・特別別税・本税	年度当初課定額・本税
	現在課定額・本税	未納額・本税	当年未納額・本税	当年未納・税割・本税	年度当初課定額・均等・本税
	当年未納・所持・本税	当年未納・付加・本税	当年未納・付加・本税	当年未納・税割・本税	当年未納・特別税・本税
	取納額合計・本税	取納額合計・税割・本税	取納額合計・本税	取納額合計・税割・本税	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・本税	当年未欠損・付加・本税	当年未欠損・付加・本税	当年未欠損・税割・本税	当年未欠損・特別税・本税
	当年未欠損・特別税・本税	欠損額合計・本税	欠損額合計・税割・本税	欠損額合計・均等・本税	当年未欠損・收入・本税
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・本税	欠損額合計・付加・本税
	当初課定額・延滞金	最終課定額・延滞金	延滞金	最終課定額・均等・延滞金	最終課定額・所得・延滞金
	最終課定額・付加・延滞金	最終課定額・資本・延滞金	最終課定額・收入・延滞金	最終課定額・特別別税・延滞金	年度当初課定額・延滞金
	現在課定額・延滞金	未納額・延滞金	当年未納額・延滞金	当年未納・税割・延滞金	年度当初課定額・均等・延滞金
	当年未納・所持・延滞金	当年未納・付加・延滞金	当年未納・付加・延滞金	当年未納・税割・延滞金	当年未納・特別税・延滞金
	取納額合計・延滞金	取納額合計・税割・延滞金	取納額合計・均等・延滞金	取納額合計・付加・延滞金	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・延滞金	取納額合計・税割・本税・延滞金	取納額合計・均等・本税・延滞金	取納額合計・付加・本税・延滞金	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・本税	当年未欠損・付加・本税	当年未欠損・付加・本税	当年未欠損・税割・本税	当年未欠損・特別税・本税
	当年未欠損・特別税・本税	欠損額合計・本税	欠損額合計・税割・本税	欠損額合計・均等・本税	当年未欠損・收入・本税
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・本税	欠損額合計・付加・本税
	当初課定額・延滞金	最終課定額・延滞金	延滞金	最終課定額・均等・延滞金	最終課定額・所得・延滞金
	最終課定額・付加・延滞金	最終課定額・資本・延滞金	最終課定額・收入・延滞金	最終課定額・特別別税・延滞金	年度当初課定額・延滞金
	現在課定額・延滞金	未納額・延滞金	当年未納額・延滞金	当年未納・税割・延滞金	年度当初課定額・均等・延滞金
	当年未納・所持・延滞金	当年未納・付加・延滞金	当年未納・付加・延滞金	当年未納・税割・延滞金	当年未納・特別税・延滞金
	取納額合計・延滞金	取納額合計・税割・延滞金	取納額合計・均等・延滞金	取納額合計・付加・延滞金	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・延滞金	取納額合計・税割・本税・延滞金	取納額合計・均等・本税・延滞金	取納額合計・付加・本税・延滞金	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・延滞金	当年未欠損・付加・延滞金	当年未欠損・付加・延滞金	当年未欠損・税割・延滞金	当年未欠損・特別税・延滞金
	当年未欠損・特別税・延滞金	欠損額合計・本税・延滞金	欠損額合計・税割・本税・延滞金	欠損額合計・均等・延滞金	当年未欠損・收入・延滞金
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・延滞金	欠損額合計・付加・延滞金
	当初課定額・過少	最終課定額・過少	最終課定額・税割・過少	最終課定額・均等・過少	最終課定額・所得・過少
	最終課定額・付加・過少	最終課定額・資本・過少	最終課定額・收入・過少	最終課定額・特別税・過少	年度当初課定額・過少
	現在課定額・過少	未納額・過少	当年未納額・過少	当年未納・税割・過少	年度当初課定額・均等・過少
	当年未納・所持・過少	当年未納・付加・過少	当年未納・付加・過少	当年未納・税割・過少	当年未納・特別税・過少
	取納額合計・過少	取納額合計・税割・過少	取納額合計・均等・過少	取納額合計・付加・過少	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・過少	取納額合計・税割・本税・過少	取納額合計・均等・本税・過少	取納額合計・付加・本税・過少	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・過少	当年未欠損・付加・過少	当年未欠損・付加・過少	当年未欠損・税割・過少	当年未欠損・特別税・過少
	当年未欠損・特別税・過少	欠損額合計・本税・過少	欠損額合計・税割・本税・過少	欠損額合計・均等・過少	当年未欠損・收入・過少
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・過少	欠損額合計・付加・過少
	当初課定額・不申告	最終課定額・不申告	最終課定額・税割・不申告	最終課定額・均等・不申告	最終課定額・所得・不申告
	最終課定額・付加・不申告	最終課定額・資本・不申告	最終課定額・收入・不申告	最終課定額・特別税・不申告	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・均等・不申告
	当年未納・所持・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・税割・不申告	当年未納・特別税・不申告
	取納額合計・不申告	取納額合計・税割・不申告	取納額合計・均等・不申告	取納額合計・付加・不申告	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・不申告	取納額合計・税割・本税・不申告	取納額合計・均等・本税・不申告	取納額合計・付加・本税・不申告	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・税割・不申告	当年未欠損・特別税・不申告
	当年未欠損・特別税・不申告	欠損額合計・本税・不申告	欠損額合計・税割・本税・不申告	欠損額合計・均等・不申告	当年未欠損・收入・不申告
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・不申告	欠損額合計・付加・不申告
	当初課定額・重加	延滞金	延滞金	延滞金	延滞金
	最終課定額・付加・重加	最終課定額・重加	最終課定額・税割・重加	最終課定額・均等・重加	最終課定額・所得・重加
	現在課定額・重加	未納額・重加	当年未納額・重加	当年未納・税割・重加	年度当初課定額・重加
	当年未納・所持・重加	当年未納・付加・重加	当年未納・付加・重加	当年未納・税割・重加	当年未納・特別税・重加
	取納額合計・重加	取納額合計・税割・重加	取納額合計・均等・重加	取納額合計・付加・重加	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・重加	取納額合計・税割・本税・重加	取納額合計・均等・本税・重加	取納額合計・付加・本税・重加	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・重加	当年未欠損・付加・重加	当年未欠損・付加・重加	当年未欠損・税割・重加	当年未欠損・特別税・重加
	当年未欠損・特別税・重加	欠損額合計・本税・重加	欠損額合計・税割・本税・重加	欠損額合計・均等・重加	当年未欠損・收入・重加
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・重加	欠損額合計・付加・重加
	当初課定額・過少	未納額・過少	当年未納額・過少	当年未納・税割・過少	年度当初課定額・重加
	最終課定額・付加・過少	最終課定額・資本・過少	最終課定額・收入・過少	最終課定額・特別税・付加・過少	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・過少	未納額・過少	当年未納額・過少	当年未納・税割・過少	年度当初課定額・均等・過少
	当年未納・所持・過少	当年未納・付加・過少	当年未納・付加・過少	当年未納・税割・過少	当年未納・特別税・過少
	取納額合計・過少	取納額合計・税割・過少	取納額合計・均等・過少	取納額合計・付加・過少	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・過少	取納額合計・税割・本税・過少	取納額合計・均等・本税・過少	取納額合計・付加・本税・過少	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・過少	当年未欠損・付加・過少	当年未欠損・付加・過少	当年未欠損・税割・過少	当年未欠損・特別税・過少
	当年未欠損・特別税・過少	欠損額合計・本税・過少	欠損額合計・税割・本税・過少	欠損額合計・均等・過少	当年未欠損・收入・過少
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・過少	欠損額合計・付加・過少
	当初課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・重加
	最終課定額・付加・不申告	最終課定額・資本・不申告	最終課定額・收入・不申告	最終課定額・特別税・付加・不申告	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・均等・不申告
	当年未納・所持・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・税割・不申告	当年未納・特別税・不申告
	取納額合計・不申告	取納額合計・税割・不申告	取納額合計・均等・不申告	取納額合計・付加・不申告	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・不申告	取納額合計・税割・本税・不申告	取納額合計・均等・本税・不申告	取納額合計・付加・本税・不申告	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・税割・不申告	当年未欠損・特別税・不申告
	当年未欠損・特別税・不申告	欠損額合計・本税・不申告	欠損額合計・税割・本税・不申告	欠損額合計・均等・不申告	当年未欠損・收入・不申告
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・不申告	欠損額合計・付加・不申告
	当初課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・重加
	最終課定額・付加・不申告	最終課定額・資本・不申告	最終課定額・收入・不申告	最終課定額・特別税・付加・不申告	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・均等・不申告
	当年未納・所持・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・税割・不申告	当年未納・特別税・不申告
	取納額合計・不申告	取納額合計・税割・不申告	取納額合計・均等・不申告	取納額合計・付加・不申告	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・不申告	取納額合計・税割・本税・不申告	取納額合計・均等・本税・不申告	取納額合計・付加・本税・不申告	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・税割・不申告	当年未欠損・特別税・不申告
	当年未欠損・特別税・不申告	欠損額合計・本税・不申告	欠損額合計・税割・本税・不申告	欠損額合計・均等・不申告	当年未欠損・收入・不申告
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・不申告	欠損額合計・付加・不申告
	当初課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・重加
	最終課定額・付加・不申告	最終課定額・資本・不申告	最終課定額・收入・不申告	最終課定額・特別税・付加・不申告	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・均等・不申告
	当年未納・所持・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・付加・不申告	当年未納・税割・不申告	当年未納・特別税・不申告
	取納額合計・不申告	取納額合計・税割・不申告	取納額合計・均等・不申告	取納額合計・付加・不申告	取納額合計・本税
	取納額合計・本税・不申告	取納額合計・税割・本税・不申告	取納額合計・均等・本税・不申告	取納額合計・付加・本税・不申告	取納額合計・本税
	当年未欠損・均等・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・付加・不申告	当年未欠損・税割・不申告	当年未欠損・特別税・不申告
	当年未欠損・特別税・不申告	欠損額合計・本税・不申告	欠損額合計・税割・本税・不申告	欠損額合計・均等・不申告	当年未欠損・收入・不申告
	当年未欠損・特別税・付加	欠損額合計・資本	欠損額合計・税割・資本	欠損額合計・均等・不申告	欠損額合計・付加・不申告
	当初課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・重加
	最終課定額・付加・不申告	最終課定額・資本・不申告	最終課定額・收入・不申告	最終課定額・特別税・付加・不申告	年度当初課定額・不申告
	現在課定額・不申告	未納額・不申告	当年未納額・不申告	当年未納・税割・不申告	年度当初課定額・均等・不申告
	当年未納・所持・不申告	当年未納・付加・不申告			



KD預金照会結果	照会依頼日	依頼番号	所属コード	担当者コード	カナ氏名
	漢字氏名	旧姓カナ氏名	旧姓漢字氏名	現住所カナ	現住所漢字
	本住所カナ	本住所漢字	生年月日	現郵便番号	本郵便番号
	電話番号	取引履歴照会開始日	予備1	照会処理日	取引有無
	照会結果NO	金融機関コード	検索カナ氏名	顧客番号	顧客番号内連番
	銀行保有カナ氏名	銀行保有漢字氏名	銀行保有カナ住所	銀行保有漢字住所	銀行保有郵便番号
	銀行保有電話番号	銀行保有生年月日	支店番号	支店漢字名	科目コード
	科目漢字名	口座番号	残高番号	残高	残高照会処理時刻
	薄外残高加算有無	予備2	取引種類	口座番号_種類	口座残高
	最終移動日	拘束区分	取引状況	保証取引の有無	融資取引

## (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	表紙「公表日」	平成27年4月28日		事前	
平成27年11月17日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第16条	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託の有無」	2件	3件	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項3」 -「①委託内容」～「⑨再委託 事項」	—	新規追加 (本評価書P11のとおり)	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	<p>＜長崎県における措置＞ ・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワード認証が必要であり、サーバー管理に使用する端末はほかの業務に使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から県税総合システムの稼働状況の報告を受けている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバー・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>＜長崎県における措置＞ ～左記と同じ～</p> <p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・サーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバーの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」	<p>〈県税総合システムの運用における措置〉            ①データについては、システムにて消去する。            ②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉            ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。            ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>〈県税総合システムの運用における措置〉            ~左記と同じ~</p> <p>〈国税連携システム(eLTAX)における措置〉            ・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉            ~左記と同じ~</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」	委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。	<p>〈長崎県における措置〉            委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p>〈国税連携システム(eLTAX)における措置〉            国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	<p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。</li> </ul> <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。</li> </ul> <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」-「具体的な方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。</li> <li>・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。</li> <li>・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。</li> </ul>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。</li> <li>・操作ログは、誰が、いつ、何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。</li> <li>・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。</li> </ul> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火設備が整っている。</p> <p>②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③サーバー機器等にかかる電源については、予備電源を設置している。また、停電を感じたときには、予備電源で稼働している間に自動的にシャットダウンする機能を備えている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。</li> <li>・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。</li> <li>・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。</p> <p>②県税総合システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログ解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>＜長崎県における措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またFW(ファイア・ウォール)を導入している。</li> <li>・サーバーの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。</li> <li>・サーバーにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」-「リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管することとなる。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	<p>書面で提出された地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報が古い情報のまま保管されることとなる。また、国税連携システム(eLTAX)で使用する所得申告データは更新する情報ではないため、そのまま当該システムに保管される。</p> <p>ただし、県税総合システムに存在する特定個人情報については、各種申告情報に基づき更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p>	事前	①重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・評価書の記載内容どおりの運用ができるか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞ ・国税連携システムの運用に係るセキュリティについて、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会で定められた様式により、毎年、自己点検を実施している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞ ・国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当
平成27年11月17日	IV-1 「監査」-「②監査」-「具体的なチェック方法」	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ①以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。 ・評価書記載事項と運用自体のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ②監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ～左記と同じ～</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ～左記と同じ～</p>	事前	①重要な変更に該当
平成28年6月14日	I-5 「個人番号の利用」	<p>○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第2項に基づく条例</p>	<p>○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項</p>	事後	条例制定に伴う名称変更等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-7 「評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	税務課長 末永 泰三	税務課長 萩本 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成29年11月30日	II-4 「特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」-「委託事項1」-「⑥委託先名」	日本電気株式会社長崎支店	NBC情報システム株式会社	事後	入札による運用保守業者の変更
平成30年7月4日	表紙	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	
平成30年7月4日	V 「開示請求・問合せ」	江戸町2番13号	尾上町3番1号	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	別添1 「事務の内容」備考⑥	③及び④	③～⑤	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	II-2 「基本情報」⑤	平成27年10月予定	平成28年1月1日	事後	事実に基づき変更
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	・本人から入手する情報については、入手すること及び利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内他部署から入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合には本人に口頭で説明を行う。		事前	不要なので削除
平成30年7月4日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤	地方税法第72条の55及び55の2	地方税法第72条の55及び第72条の55の2	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	Ⅲ リスク4	返送	郵送	事後	より適切な表現に変更
平成30年7月4日	I-1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②	⑥③及び④	⑥③～⑤	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	表紙 「公表日」	平成30年7月4日	令和2年11月16日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和2年11月16日	I-1 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」②事務の内容	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_②システムの機能	1～4の「～を行う」	1～4の「～を行う」を削除	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム1_③他のシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ]宛名システム等 [ <input type="radio"/> ]その他(中間サーバー)	[ <input type="radio"/> ]宛名システム等 [ <input type="radio"/> ]その他(長崎県電子県庁システム)	事後	県税総合システムと中間サーバとの接続を当初よりしていないが長崎県電子県庁システムとの接続はしているため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム2_③他のシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ]税務システム [ <input type="radio"/> ]その他(中間サーバー)	[ <input type="radio"/> ]税務システム [ <input type="radio"/> ]その他(中間サーバー)	事後	団体内統合宛名システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム3_③他のシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ]税務システム	[ <input type="radio"/> ]税務システム	事後	中間サーバと県税総合システムとの接続を当初よりしていないため。 現状にあわせた修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 :都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム4_②システムの機能	5. 本人確認情報検索 :代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面表示する。	5. 本人確認情報検索:都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_②システムの機能	国税連携システムでは、所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)を、国税庁及びeLTAX(地方税ポータルシステム)から総合行政ネットワーク(LGAN)を通じて各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、全都道府県及び全市町村が会員となっている地方税共同機構が構築したeLTAX(地方税ポータルシステム)を構成するシステムのひとつであり、平成23年1月から運用開始されている。 ・個人事業税賦課徴収のため、国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等にかかるデータ(以下、「国税連携データ」という)をeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて受信している。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」システム5_③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[ ]税務システム	事後	国税連携システムと県税総合システムとの接続を当初よりしていなかったため。 現状にあわせた修正
令和2年11月16日	I-(別添) 「事務の内容」	①～⑬	A～M	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※	納税者及び課税調査対象者	長崎県税に係る納税者及び課税調査対象者	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」③対象となる本人の範囲※_その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-2 「基本情報」④記録される項目_その妥当性	4. 地方税関係情報:地方税関係情報により税の軽減を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の軽減決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減額決定を行うため。	4. 地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減免等の決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減免等の決定を行うため。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」②入手方法	[○]その他 (総合行政ネットワーク(LGAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))	[○]その他 (国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)))	事後	総合行政ネットワーク(LGAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。	・個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び第72条の55の2、第73条の18、第160条各項、第177条の13各項等の規定により、入手することが明記されている。	事後	制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑥使用目的※	県税の公平・公正な賦課、納税者の利便性の向上のため。	県税の公平・公正な賦課徴収事務	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の突合※	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、府内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	○「1. 課税管理に関する事務」 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免等に係る申告書等の内容と、府内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 情報の統計分析※	納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	納税者の障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事後	地方税情報の統計やその分析に当たり、特定個人情報を集計・利用することはないため
令和2年11月16日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」⑧使用方法※ 権利利益に影響を与える得る決定※	・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者関係情報により税の減額決定を行う。 ・生活保護関係情報により税の減額決定を行う。	・障害者関係情報により税の減免決定等を行う。 ・生活保護関係情報により税の減免決定等を行う。	事後	地方税情報に基づく税の軽減において特定個人情報を利用することがないため
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託の有無※	〔委託する〕 ( 3 )件	〔委託する〕 ( 2 )件	事後	特定個人情報ファイルは取り扱わないので1件減としたもの
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項1_②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している県税総合システムの運用管理を行うため、県税にかかる納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	県税総合システムの安定的な運用管理のための委託であり、県税に係る特定個人情報ファイルの全体の情報を取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2	データ入力業務委託	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	事後	特定個人情報ファイルではないため削除し、委託事項3を委託事項2へ変更
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項2_② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲_その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	当該システムを所有する機関から認定委託された事業者を通じ取り扱う必要がある。	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」_委託事項3	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等		事後	委託事項3から、委託事項2へ変更
令和2年11月16日	II-5 「特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」_ 提供先1_⑥提供方法	総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	総合行政ネットワーク(LGWAN)はネットワーク回線のことであり、システムではないため削除しました。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」_①保管場所 ※	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略)</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をする。また、中間サーバ・プラットフォームの保管場所における措置については、国の規定に沿って行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略) ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・(略) ・(略)</p> <p>※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	現状にあわせた修正 及び 組織名変更による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	II-7 「備考」	<p>&lt;国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバにおける特定個人情報の保管・消去&gt;</p> <p>①保管場所:国税連携システムの受信サーバ内(入退室管理されている部屋に設定している。)。</p> <p>②保管期間:2年(その妥当性:国税連携システムの受信サーバは国税連携データの受信を行うことを目的とした最低限のスペックの製品であり、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成であるため。)</p> <p>③消去方法:操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去。</p> <p>※なお、保管期間を2年間経過したデータは、国税連携システムから消去する際に、データのバックアップを別媒体に保管の上、その後、5年間保管する。</p>	-	事後	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため。
令和2年11月16日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	県税総合システムデータベースファイル全記録項目	県税総合システムデータベースファイルテーブルの表記	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスト ク1:目的外の入手が行われるリスク_対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・国税連携システムにより、eLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信される仕組みとなっている。</li> </ul>	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスク1:目的外の入手が行われるリスク_必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・(略)</p> <p>・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいて賦課徴収に必要な情報のみを取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>・国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から必要な情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。</p>	<p>・(略)</p> <p>・また、他の機関や庁内他部署から情報を入手する際も、法令・通達等に基づいて賦課徴収に必要な情報のみを取得することとしており、その情報の入手は、担当業務により限定された税務職員(会計年度任用職員等を含む。)が、法令・通達等に基づいて入手する場合に限られる。</p> <p>・国税連携システムにおいては、アクセス権限を与えられた税務職員(会計年度任用職員等を含む。)のみしか操作することができず、その情報を入手する際は、必要な情報しか入手することができないようシステムで制御されている。</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-2 「特定個人情報の入手」リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク_リスクに対する措置の内容	<p>・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに返送してもらう。</p> <p>・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線、LGWAN回線を使用している。</p>	<p>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程第6(特定個人情報等の取扱い)を遵守し事務処理を行っている。</p> <p>・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。</p> <p>・国税連携システムによる国税連携データの受信は、専用回線のLGWAN回線を使用している。</p>	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	III-3 「特定個人情報の使用」リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク_ユーザ認証の管理_具体的な管理方法	<p>・(略)</p> <p>・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>	<p>・(略)</p> <p>・個人を特定する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」情報保護管理体制の確認	<p>＜長崎県における措置＞ 委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。</p> <p>＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	<p>＜長崎県における措置＞ ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。</p> <p>＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事後	現状にあわせた修正及び組織名変更による変更
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール_委託先から第三者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者（再委託先）に提供してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者（再委託先）に提供してはならない。</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>	事後	現状にあわせて追記
令和2年11月16日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」特定個人情報の提供ルール_委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（略）</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク1:目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略)</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p> <p>※1(略)</p> <p>※2番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>※3(略)</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略)</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p> <p>(※1)(略)</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)(略)</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p> <p>＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年間保管する。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能によるアクセス権限の付与及びその記録の管理等、中間サーバーの運用方針については、国の規定に従う。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p>	事後	現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容	<p>・(略)</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>・(略)</p> <p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	組織名変更による変更
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 略</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)略</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p>	事後	オフライン時の事務処理における措置を追加及びより適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」_情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(略) ②(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①(略) ②(略) ③(略)</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策_具体的な対策の内容	<p>＜長崎県における措置＞ ①県税総合システム・国税連携システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震装置が行われており、施錠管理を行っている。 ③(略)</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>＜長崎県における措置＞ ①県税総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、施錠管理及び入退室管理されており、防火・防災対策が整っている。 ②庁舎全体が免震構造であり、かつ耐震のサーバ機器等ラックで施錠管理を行っている。 ③(略)</p> <p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX (地方税ポータルシステム))の受信サーバを保有しなくなったため 及び 現状にあわせた修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・サーバー、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。</p> <p>・(略)</p>	<p>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求ることとしている。</p> <p>・(略)</p>	事後	破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求ることを追加
令和2年11月16日	IV-1 「監査」①自己点検_具体的なチェック方法	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞</p> <p>・評価書の記載内容どおりの運用ができるか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞</p> <p>・評価書の記載内容どおりの運用ができるか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ隨時に点検を行っている。</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	事後	長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき点検を行っていることを追加
令和2年11月16日	IV-1 「監査」②監査_具体的な方法	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞</p> <p>①以下の観点で自己監査(監査委員による監査)を年に一度実施。</p> <p>・(略)</p> <p>②(略)</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞</p> <p>(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・(略)</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞</p> <p>①以下の観点で総括保護管理者による監査を年に一度実施。</p> <p>・(略)</p> <p>②(略)</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞</p> <p>(略)</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・(略)</p>	事後	より適切な表現に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	IV-2 「従業者に対する教育・啓発」_具体的な方法	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略)</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞ 国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ・(略)</p> <p>＜国税連携システムの運用における措置＞ 地方団体が共同して運営する組織である地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当者を参加させている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	より適切な表現に変更 及び 組織名変更による変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_①請求先	長崎県総務部県民センター・税務課 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-894-3441(県民センター)、095-895-2212(税務課)	長崎県総務部税務課 又は 県民センター 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212(税務課) 又は 095-894-3441(県民センター)	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表	[ ]	[行っていない]	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表_個人情報ファイル名		—	事後	記載漏れによる追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月16日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」_④個人情報ファイル簿の公表_公表場所		—	事後	記載漏れによる追記
令和2年11月16日	V-2 「特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」_①連絡先	長崎県総務部税務課情報管理班 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 095-895-2216	長崎県総務部税務課 所在地 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話番号(ダイヤルイン) 095-895-2212	事後	より適切な表現に変更
令和2年11月16日	VI-1 「基礎項目評価」_①実施日	平成26年12月26日	令和2年7月27日	事後	
令和2年11月16日	VI-2 「国民・住民等からの意見の聴取」_②実施日・期間	平成27年9月3日から平成27年10月2日まで	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	事後	
令和2年11月16日	VI-3 「第三者点検」_②実施日	平成27年10月26日	令和2年11月4日	事後	
令和3年8月5日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第21条各号 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	
令和4年7月15日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」_①消去方法	<県税総合システムの運用における措置> (略)  <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作 によって実施されるため、通常、中間サーバ・ プラットフォームの保守・運用を行う事業者が 特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバー・プラットフォームの保守・運用を行 う事業者において、保存された情報が読み出 しできないよう、物理的破壊または専用ソフト 等を利用して完全に消去する。	<県税総合システムの運用における措置> (略)  <国税連携システム(eLTAX)における措置> (略)  <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は長崎県からの操作 によって実施されるため、通常、中間サーバ・ プラットフォームの事業者が特定個人情報を 消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバー・プラットフォームの事業者におい て、保存された情報が読み出しきれないよう、 物理的破壊により完全に消去する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ (略)</p>	<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ (略)</p>	事後	
令和4年7月15日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ (略)</p> <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ (略)</p> <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	
令和5年6月30日	IV-2 従業者に対する教育啓発	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に【特】個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略</p>	<p>＜県税総合システムの運用における措置＞ ①及び② 略 ③受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記している。 ④ 略</p>	事後	長崎県個人情報取扱事務委託基準の一部改正による変更
令和6年12月18日	表紙 「特記事項」	<p>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記【特】個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</p>	<p>・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。</p>	事後	委託基準改正(令和5年3月15日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表第一 16項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	番号法等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	I-6 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 28の項 ・特定個人情報の提供 なし	○番号法第19条第8号 に基づく主務省令 ・特定個人情報の照会 第2条の表49の項 ・特定個人情報の提供 なし	事後	番号法等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	II-3 「特定個人情報の入手・使用」 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して随時入手(約70日/年(令和1年度))」 (※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。)	○定期的に入手する事務 ・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して随時入手(約70日/年)」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。)	事前	より適切な表現に変更
令和6年12月18日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	番号法等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和7年6月12日	表紙 「特記事項」	漏洩	漏えい	事後	関係法令の記載に合わせ変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム2」 ②システムの機能	1. 宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能:中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。	1. 宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバ連携機能:中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム5」 ①システムの名称	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	国税連携システム	事後	表記の統一
令和7年6月12日	I-5 「個人番号の利用」	○番号法第9条第1項 別表24の項 ○番号法第9条第2項 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表24の項 133の項 ○番号法第9条第2項 ○番号法第9条第6項 ○番号法第19条第9号 ○長崎県番号利用条例 第4条第1項及び第2項	事後	運用実態に合わせ、根拠条項を整理し、追記するもの
令和7年6月12日	I-(別添1) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-2 「基本情報」 ③対象となる本人の範囲 -その必要性	県税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	県税の公平・公正な賦課徴収及び効率化を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有。	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-2 「基本情報」 ④記録される項目 -主な記録項目	・連絡先等情報 [ ○ ]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [ ○ ]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	II-2 「基本情報」 ④記録される項目 -その妥当性	1(略) 2. 4情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	1(略) 2. 5情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3~6(略)	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、全項目評価書の評価書様式の一部が改正(令和7年5月26日付)されたことによる修正
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「①入手元」	[ ○ ]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁))	[ ○ ]行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、デジタル庁)	事後	記載漏れ
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「②入手方法」	[ ○ ]その他(国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))	[ ○ ]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「③入手の時期・頻度」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に入手する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して随時入手(約70日/年)」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。)</li> </ul> </li> <li>○個別に対応する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○随時入手する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税の課税に関する事務「年間を通して入手」(※国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを日次で受信している。)</li> <li>・申告及び届出時:「申請等を受け付けた都度」 (略)</li> </ul> </li> </ul>	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「④入手に係る妥当性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に入手する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。</li> </ul> </li> <li>○個別に対応する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙ベースの申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○随時入手する事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データを入手している。</li> <li>・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。</li> </ul> </li> </ul>	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「⑥使用目的」	県税の公平・公正な賦課徴収事務	県税の公平・公正な賦課徴収事務及び効率化	事後	適切な表現にするため
令和7年6月12日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等	国税連携システムの構築・運用等	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「①委託内容」	国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務	国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	事後	表記の統一
令和7年6月12日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「④提供する情報の対象となる本人の数」	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	実態の規模に合わせて修正
令和7年6月12日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「⑥提供方法」	[ <input type="radio"/> ]その他(国税連携システム(eLTAX)(地方税ポータルシステム))	[ <input type="radio"/> ]その他(国税連携システム)	事後	表記の統一
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<国税連携システム(eLTAX)における措置>	<国税連携システムにおける措置>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<国税連携システム(eLTAX)における措置>	<国税連携システムにおける措置>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は長崎県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。</p> <p>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	II-1(別添2) 事務の内容	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの
令和7年6月12日	II-1(別添2) 事務の内容	—	たばこ税、狩猟税以外のサブのファイル・マスターの並べ替え・追加、項目の増減	事後	制度改正に伴う変更
令和7年6月12日	III-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「ユーザ認証の管理」 -「具体的な管理方法」	静脈認証若しくはパスワードによる認証を行う。	顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	III-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の発効・失効の管理」 -「具体的な管理方法」	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	III-3 「特定個人情報の使用」 「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「アクセス権限の管理」 -「具体的な管理方法」	・共用IDは発効せずに職員個人に対して発行している。  ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。	・共用IDは窓口用のみ機能を限定して発行し、それ以外は職員個人に対して発行している。 ・特定個人情報への不要なアクセスがないか、ログを毎月確認している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を電子県庁システムから取得し、アクセス権限を更新することで、異動退職者のユーザIDを失効させる。 ・休職者についても個別にアクセス権限を剥奪している。	事後	適切な表現にするための修正及び個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和7年6月12日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>	<p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。</p>	事後	表記の統一
令和7年6月12日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 -「具体的な方法」	<p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	<p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	事後	表記の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～②(略) ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	III-6 「情報提供ネットワークシステムとの接続」 「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<p>＜国税連携システム(eLTAX)における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。</li> <li>・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。</li> <li>・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</li> </ul>	<p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。</li> <li>・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施。</li> <li>・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</li> </ul>	事後	表記の統一
令和7年6月12日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバ・プラットフォームにおけるデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul>	<p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> <li>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	①県税総合システムへのログインには静脈認証を利用している。	①県税総合システムへのログインには顔認証を利用している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年6月12日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①～③(略)	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①～③(略)</p> <p>④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	<国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システム(eLTAX)にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示206号)の達成状況について、自己評価を実施している。	<国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	表記の統一及び法令改正に伴う修正
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	<国税連携システムの運用における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	<国税連携システムの運用における措置> 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	表記の統一
令和7年6月12日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月12日	IV-3 -「その他のリスク対策」	<p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	<p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p>	事後	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改に伴う修正(令和7年5月2日付通知)
令和7年6月12日	(別添3) 変更箇所	—	別紙ファイルに移動	事後	本体と分けることで確認を容易にするもの
令和7年11月14日	表紙 「公表日」	令和2年11月16日	令和7年11月　日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき、再び特定個人情報保護評価を実施
令和7年11月14日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム2」 ②システムの機能	<p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p>	<p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p>	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム3」 ②システムの機能	<p>1. ~7. (略)</p> <p>8. セキュリティ管理機能:特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. ~10. (略)</p>	<p>1. ~7. (略)</p> <p>8. セキュリティ管理機能:特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. ~10. (略)</p>	事後	表記ゆれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム4」 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存 本人確認情報ファイルを最新の状態に保つた め、市町村コミュニケーションサーバ(市町村 CS)を経由して通知された本人確認情報の更 新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国 サーバーに対して当該本人確認情報の更新 情報を通知する。 2. ~3. (略) 4. 機構への情報照会:全国サーバーに対して 住民票コード、個人番号または4情報の組み 合わせをキーとした本人確認情報照会要求を 行い、該当する個人の本人確認情報を受領 する。 5. ~6. (略)	1. 本人確認情報の更新:都道府県知事保存 本人確認情報ファイルを最新の状態に保つた め、市町村コミュニケーションサーバ(市町村 CS)を経由して通知された本人確認情報の更 新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国 サーバーに対して当該本人確認情報の更新情 報を通知する。 2. ~3. (略) 4. 機構への情報照会:全国サーバーに対して 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合 わせをキーとした本人確認情報照会要求を行 い、該当する個人の本人確認情報を受領す る。 5. ~6. (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム6」	—	新規追加 (本評価書P6のとおり)	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	I-2 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」 -「システム7」	—	—	事後	システム6部分に新規追加の ため、既存の記載(長崎県電 子県庁システム)を後倒しす るもの。
令和7年11月14日	I-4 「特定個人情報ファイルを取り扱う理由」 ①事務実施上の必要性	県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化。	○県税の公平・公正な課税、徴収事務の効 率化	事後	表記ゆれの修正・統一
令和7年11月14日	I-(別添) 「事務の内容」	A 申告書等	紙申告を「A-1」、電子申告を「A-2」としA-2の 場合に経由するシステムを追加	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	I-(別添) 「事務の内容」	他団体との情報連携	連携先に国税庁や市町があることをわかるよ うに整理、またシステム名と事務名をわかり やすく記載	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	I-(別添) 「事務の内容」	—	連携元に国交省を追加(自動車関係税にかかるデータ連携にかかるもの)	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	II-2 「基本情報」 -「④記録される項目」 -「その妥当性」	1. 個人番号およびその他の識別情報:課税対象者を正確に特定するために保有 2. 5情報および連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3. ~6. (略)	1. 個人番号及びその他の識別情報:課税対象者を正確に特定するために保有 2. 5情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため。 3. ~6. (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「②入手方法」	[ ○ ]その他(国税連携システム)	[ ○ ]その他(国税連携システム、電子申告等システム)	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	II-3 「特定個人情報入手・使用」 -「④入手に係る妥当性」	○隨時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データ入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙または電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を隨時入手する。 (略)	○隨時入手する事務 ・個人事業税を課税するため、国税連携システムにより、国税庁からeLTAX(地方税ポータルシステム)を経由して、電子データにより国税連携データ入手している。 ・新規の申告又は届出については、まず本人からの紙又は電子の申告及び届出等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随时入手する。 (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項1」 -「⑤委託先名の確認方法」	長崎県ホームページにて公表している。	入札情報・契約情報として、長崎県ホームページにて公表している。	事後	表記ゆれの修正・統一
令和7年11月14日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「①委託内容」	国税連携システムの構築・運用等 国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等 国税連携システム・電子申告等システムの構築・運用等のサービスを提供する業務	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 -「対象となる本人の範囲」	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	各税法の規定により提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	II-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「委託事項2」 -「③委託先における取扱者数」	10人未満	50人以上100人未満	事後	実態の規模に合わせて修正
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「提供先1」	他の都道府県	他自治体	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「②提供先における用途」	個人事業税の賦課事務	地方税の賦課事務	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「③提供する情報」	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ(国税連携データ)	他自治体で賦課する者に係る所得税申告書等データ	事前	①重要な変更に伴う表現の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「⑤提供する情報の対象となる本人の範囲」	国税連携システムで入手した所得税申告書等データのうち、本県で賦課しない所得税申告者等	国税連携システム等で入手した所得税申告書等データのうち、他自治体で賦課する所得税申告者等	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「⑥提供方法」	[ ○ ]その他(国税連携システム)	[ ○ ]その他(国税連携システム、電子申告等システム)	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	II-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「⑦時期・頻度」	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)	他自治体で賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<長崎県における措置> ・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び指紋認証により入退室する者の管理を行う。	<長崎県における措置> ・府内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。 ※室内への入退室権限を持つ者を限定し、ID及び生体認証により入退室する者の管理を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和7年11月14日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「①保管場所」	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	II-6 「特定個人情報の保管・消去」 -「③消去方法」	<p>・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p>	<p>・国税連携データの消去については、操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により実施する。</p> <p>・電子申告等システム(審査システム)のデータ消去については、審査システムDB(データベース)データ削除ガイドラインで定められた手順により実施する。</p>	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-2 「特定個人情報の入手」 -「リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク」 -「入手の際の本人確認の措置の内容」	<p>・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。</p> <p>①②(略)</p> <p>③以下のア及びイの書類の提示を受けること等</p> <p>ア:個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>イ:写真の表示等により本人を特定できる書類</p>	<p>・本人から個人番号を入手した場合、以下の①から③までのいずれかの書類の提示等により、本人確認を行う。</p> <p>①②(略)</p> <p>③以下のア及びイの書類の提示を受けること等</p> <p>ア:個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>イ:写真の表示により本人を特定できる書類</p>	事後	運用実態に合わせて修正
令和7年11月14日	III-2 「特定個人情報の入手」 -「リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク」 -「入手の際の本人確認の措置の内容」	<p>・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。</p> <p>(1)委任状等の代理権を明らかにする書類</p> <p>(2)写真の表示等により代理人を特定できる書類</p> <p>(3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)</p>	<p>・代理人から個人番号を入手した場合、以下の(1)から(3)までの書類の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。</p> <p>(1)委任状等の代理権を明らかにする書類</p> <p>(2)写真の表示により代理人を特定できる書類</p> <p>(3)個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)</p>	事後	運用実態に合わせて修正
令和7年11月14日	III-2 「特定個人情報の入手」 -「リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク」 -「個人番号の真正性確認の措置の内容」	<p>個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。</p>	<p>個人番号カードの提示、又は通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性の確認を行う。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書及び届出書提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。</p>	事後	表記ゆれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-2 「特定個人情報の入手」 -「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	(略) ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名および所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 (略)	(略) ・書面の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに郵送してもらう。 (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	III-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「ユーザ認証の管理」	・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び顔認証若しくはパスワードによる認証を行う。 (略)	・システムを利用する必要がある職員及び委託先従業員を特定するとともに、当該職員の職務内容によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID及び顔認証又はパスワードによる認証を行う。 (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	III-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」 -「特定個人情報の使用の記録」	(略) ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。	(略) ・ログの分析を行い、不正なアクセスの恐れがあるときは、さらにそのログの詳細について解析を行う。	事後	運用実態に合わせて修正
令和7年11月14日	III-3 「特定個人情報の使用」 -「リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	(略) ・データのバックアップはサーバーから外部記憶装置に行われるが、サーバーおよび外部記憶装置は強固な棚に固定されおり、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。	(略) ・データのバックアップはサーバーから外部記憶装置に行われるが、サーバー及び外部記憶装置は強固な棚に固定されおり、また、入退室管理及び施錠管理がなされている部屋に設置されているため、当該機器にアクセスできる者は限定されている。	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	<長崎県における措置> ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、若しくは、ISMS認証の取得を要件とする。 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。	<長崎県における措置> ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、又はISMS認証の取得を要件とする。 ・個人情報の管理及び実施体制について報告を求めている。	事後	表記ゆれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「情報保護管理体制の確認」	<p>・国税連携システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。</p> <p>・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	<p>・国税連携システム・電子申告等システムにおける措置</p> <p>・国税連携システム・電子申告等システムの運営に関する業務は、認定委託先事業者に委託している。</p> <p>・当該事業者は、ISMS認証又はプライバシーマークを取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められたものである。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>	事前	表記の統一及び法令改正に伴う修正及び①重要な変更
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<p>・長崎県における措置</p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <p>・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写または複製の禁止等。</p> <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p>	<p>・長崎県における措置</p> <p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <p>・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等。</p> <p>委託業者が行う作業については、特定個人情報を取扱う者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業者数を制限するとともに特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を把握している。</p>	事後	表記ゆれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」 -「具体的な制限方法」	<国税連携システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置> 認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムにアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」	<長崎県における措置> (略) ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。	<長崎県における措置> (略) ・ログの分析を行い、不正なアクセスの恐れがあるときは、さらにそのログの詳細について解析を行う。	事後	運用実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」 -「具体的な方法」	<p>＜国税連携システムにおける措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	<p>＜国税連携システム・電子申告等システムにおける措置＞</p> <p>認定委託先事業者においては、国税連携システム・電子申告等システムの操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。</p>	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報の提供ルール」 -「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は長崎県の指示または承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は長崎県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報を第三者(再委託先)に提供してはならない。</li> <li>長崎県は委託契約書に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、また報告を求める。</li> </ul>	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報の消去ルール」 -「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	<p>委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、もしくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。</li> </ul>	<p>委託契約上、以下の措置を取る旨規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務を処理するために委託元から引き渡され、又は委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後ただちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託元が別に指示したときは、その指示に従うものとする。</li> </ul>	事後	表記ゆれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-4 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 -「特定個人情報の消去ルール」 -「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」	(略) ・個人情報の複写または複製の禁止 (略)	(略) ・個人情報の複写又は複製の禁止 (略)	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	III-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク」 -「特定個人情報の提供・移転の記録」 -「具体的な方法」	国税連携システムにより2年間の間、団体間回送の記録(他の都道府県への提供)を受信サーバーに保管する。	2年間、団体間回送の記録(他自治体への提供)を受信サーバーに保管する。	事前	①重要な変更に伴う表現の修正
令和7年11月14日	III-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク」 -「特定個人情報の提供・移転に関するルール」 -「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	国税連携システムの団体間回送(他の都道府県への提供)については、番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の提供を、国税連携システムの団体間回送機能を使用して、定められたマニュアルのとおりに個人情報の提供を行う。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用して、国税庁及び他自治体へ申告書等データを提供する際は、番号法の規定に基づき認められる特定個人情報を、定められたマニュアルに従い行う。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-5 「特定個人情報の提供・移転」 -「リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク・誤った相手に転用・移転してしまうリスク」 -「リスクに対する措置の内容」	国税連携システムの団体間回送機能において、国税連携データは都道府県間のみデータの提供ができる。なお、国税連携システムによる本県と国税庁及び他都道府県との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	eLTAX(地方税ポータルシステム)の団体間回送機能を使用した申告書等データ提供は、国税庁及び他自治体のみ可能である。なお、システムによる本県と国税庁及び他自治体との間の連携については、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑤物理的対策」 -「具体的な対策の内容」	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	III-7 「特定個人情報の保管・消去」 -「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」 -「⑥技術的対策」 -「具体的な対策の内容」	<国税連携システムにおける措置>	<国税連携システム・電子申告等システムにおける措置>	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	III-7 「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書および写真等)の提出を求めていている。</li> <li>・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、所管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。また、廃棄する場合には、消磁、破碎、溶解等を行い、当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行う。なお、長崎県ではリース契約にデータ消去を含めて契約しており、リース返却等においてはリース会社に対してデータ消去または破壊を証明する書類(証明書及び写真等)の提出を求めていている。</li> <li>・廃棄、所管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</li> </ul>	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;県税総合システムの運用における措置&gt;</li> <li>・評価書の記載内容どおりの運用ができるか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</li> <li>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき定期及び必要に応じ隨時に点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;県税総合システムの運用における措置&gt;</li> <li>・評価書の記載内容どおりの運用ができるか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</li> <li>・長崎県特定個人情報等の保護に関する取扱規程に基づき年1回及び必要に応じ隨時に点検を行っている。</li> </ul>	事後	運用実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	IV-1 「監査」 -「①自己点検」 -「具体的なチェック方法」	<国税連携システムの運用における措置> ・国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	<国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置> ・国税連携システム・電子申告等システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示151号、152号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	IV-1 「監査」 -「②監査」 -「具体的な内容」	<国税連携システムの運用における措置> 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	<国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置> 国税連携システム・電子申告等システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	IV-2 -「従業者に対する教育・啓発」 -「具体的な内容」	<県税総合システムの運用における措置> ①～③(略) ④違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	<県税総合システムの運用における措置> ①～③(略) ④違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事後	表記ゆれの修正
令和7年11月14日	IV-2 -「従業者に対する教育・啓発」 -「具体的な内容」	<国税連携システムの運用における措置>	<国税連携システム・電子申告等システムの運用における措置>	事前	①重要な変更
令和7年11月14日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 -「③手数料等」	長崎県手数料条例で定めるところによる。	長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例、長崎県財務規則で定めるところによる。	事後	納付方法等の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 -「④個人情報ファイル簿の公表」	行っていない	行っている	事後	
令和7年11月14日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 -「④個人情報ファイル簿の公表」 -「個人情報ファイル名」	—	県税総合システムデータベースファイル	事後	
令和7年11月14日	V-1 「特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 -「④個人情報ファイル簿の公表」 -「公表場所」	—	長崎県ホームページ	事後	
令和7年11月14日	VI-1 「基礎項目評価」 -「①実施日」	令和2年11月16日	令和7年11月14日	事後	
令和7年11月14日	VI-2 「国民・住民等からの意見の聴取」 -「②実施日」	令和2年9月23日から令和2年10月22日まで	令和7年7月1日から令和7年7月31日まで	事後	
令和7年11月14日	VI-3 「第三者点検」 -「①実施日」	令和2年11月4日	令和7年10月2日及び30日	事後	